

# 官報 号外

昭和五十三年六月十六日

## ○第八十四回 参議院会議録第二十六号

昭和五十三年六月十六日(金曜日)

午前十時八分開議

○議事日程 第二十六号

昭和五十三年六月十六日

午前十時開議

第一 昭和四十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十九年度政府関係機関決算書

第二 昭和四十九年度国有財産増償貸付状況総計算書

第三 昭和四十九年度一般会計公共事業等予備費使用総調書(その2)

第四 昭和五十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)

第五 昭和五十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)

第六 昭和五十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)

第七 昭和五十二年度特別会計予備費使用総調書(その2)

第八 昭和五十二年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その2)

第九 昭和五十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その1)(衆議院送付)

第十 昭和五十二年度社会保険料率の改定等に関する請願(三件)

第十一 昭和五十二年度社会保険料率の改定等に関する請願(二件)

第十二 昭和五十二年度社会保険料率の改定等に関する請願(二件)

第十三 昭和五十二年度社会保険料率の改定等に関する請願(二件)

第十四 昭和五十二年度社会保険料率の改定等に関する請願(二件)

第十五 昭和五十二年度社会保険料率の改定等に関する請願(二件)

第十六 昭和五十二年度社会保険料率の改定等に関する請願(二件)

第十七 昭和五十二年度社会保険料率の改定等に関する請願(二件)

第十八 昭和五十二年度社会保険料率の改定等に関する請願(二件)

第十九 昭和五十二年度社会保険料率の改定等に関する請願(二件)

第二十 昭和五十二年度社会保険料率の改定等に関する請願(二件)

第二十一 昭和五十二年度社会保険料率の改定等に関する請願(二件)

第二十二 昭和五十二年度社会保険料率の改定等に関する請願(二件)

第二十三 昭和五十二年度社会保険料率の改定等に関する請願(二件)

第二四 国民健康保険制度改革に関する請願(六件)

第二五 国の保育予算の大額増額等に関する請願(三件)

第二六 障害者・児の生活の保障等に関する請願(十八件)

第二七 生協規制反対等に関する請願(三十六件)

第二八 社会保障・社会福祉の拡充と福祉予算の大額増額等に関する請願(八十九件)

第二九 保育所施設の最低基準改定等に関する請願(三十四件)

第三〇 生協の育成強化等に関する請願(二百四十三件)

第三一 老人福祉に関する請願(三件)

第三二 老人医療無料化制度存続等に関する請願(四件)

第三三 失業対策事業就労者に対する通勤交通費支給に関する請願(十七件)

第三四 老人医療費の有料化反対等に関する請願(四件)

第三五 老人医療費の有料化反対に関する請願(二件)

第三六 保育所の新增設等に関する請願(二件)

第三七 児童福祉法に基づき学童保育の制度化に関する請願(四十二件)

第三八 手話通訳制度確立に関する請願(二件)

第三九 聴覚言語障害総合センターの設置に関する請願(二件)

第四〇 日雇健康保険制度の改善に関する請願(百二件)

第四一 腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願(二件)

第四二 腎臓病患者の医療と生活の改善に関する請願(二件)

第四三 老人医療費の有料化反対及び現行制度の改善に関する請願(二件)

第四四 南九州中核医療センター建設に際し総合腎センター設置に関する請願(二件)

第四五 救急医療・休日夜間診療の法制化に関する請願(四件)

する請願

第四六 保育予算増額に関する請願(六件)

第四七 診療放射線技師制度に関する請願(四十二件)

第四八 老人福祉の充実に関する請願(十二件)

第四九 民間の社会福祉活動者に対する処遇改善等に関する請願

第五〇 予防接種の実施費用に対する国庫補助対象疾患の拡大に関する請願

第五一 緊急雇用対策制度の確立に関する請願

第五二 雇用対策の促進と充実に関する請願

第五三 青森県における重度心身障害児施設の増設に関する請願

第五四 はり・きゅう等の治療制度の改善に関する請願(四件)

第五五 国民健康保険事業の運営の改善に関する請願(二件)

第五六 重度心身障害者(児)、乳幼児及び母子家庭等の医療国庫負担制度創設に関する請願(二件)

第五七 家庭雑排水の処理対策に関する請願(二件)

第五八 労働者災害補償保険法によるせき臓損傷者の補償充実に関する請願(二十六件)

第五九 せき臓損傷者の福祉改善に関する請願(二十六件)

第六〇 看護家政婦(付添婦)の災害補償に関する請願

第六一 労働災害者の傷病(公傷)の再発認定に関する請願

第六二 せき臓損傷者の傷病補償年金給付の改善に関する請願

第六三 口脣裂・口蓋裂児の歯列矯正に対し健

第六四 公衆浴場の施設確保等に関する法律の制定に関する請願(四件)

第六五 医療ソーシャルワーカーの資格の制度化等に関する請願(四件)



日程第六 昭和五十一年度特別会計予備費使用  
総調書及び各省各所管使用調書(その2)(衆議院送付)

日程第七 昭和五十一年度特別会計予算總則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各所管経費増額調書(その2)(衆議院送付)

日程第八 昭和五十二年度一般会計予備費使用  
総調書及び各省各所管使用調書(その1)(衆議院送付)

日程第九 昭和五十二年度特別会計予備費使用  
総調書及び各省各所管使用調書(その1)(衆議院送付)

日程第一〇 昭和五十二年度特別会計予算總則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各所管経費増額調書(その1)(衆議院送付)

日程第一一 昭和五十一年度一般会計国庫債務負担行為調書(その2)

以上十一件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。決算委員長茜ヶ久保重光君。

## 審査報告書

昭和四十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十九年度政府関係機関決算書右は多數をもつて別紙のとおり議決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年六月七日

決算委員長 茜ヶ久保重光

參議院議長 安井 謙殿

一、本件決算は、これを是認する。

(1) 会計検査院が行う実地検査に際し、受検官署の一部において、会計検査院職員に対し、公費を支出して、過度の接待が行われた事例が指摘されたことは、憲法上の独立機関であつて、また、

る会計検査院の権威を、失墜させるものであつて、まことに遺憾である。

会計検査院は、これを痛切に反省し、このような事態の再発防止のために必要な処置を執りつあるので、決算委員会においては、その実現を見守ることとするが、政府は、この種行為の再発を防止するため、受検姿勢を正すよう自戒を促すとともに、増大する財政に応じた会計検査が行われるよう、会計検査院の権限の拡大、定員の増加、給与など待遇の改善、検査活動費の増額等、会計検査機能の拡充強化について、十分な措置を講ずるよう努めるべきである。

(2) 郵政省では、職員による不正行為が発生しているが、とりわけ、先般、相模大野郵便局において、当該特定郵便局長が、在職中のみならず、退職後においても、同局の一部職員と共に謀して、多額の現金を領得していたことは、極めて悪質な犯罪であり、まことに遺憾である。

政府は、郵政事業に対する国民の信頼を維持するため、相互けん制機能を含む郵政監察の体制強化に、一層努め、郵政犯罪の絶滅を期すべきである。

(3) 貸金業のうち、サラ金と通称される庶民金融については、借り入れ方法の簡便さなどから、近年その利用者が増加しているが、この種の営業に対する規制について、不備な点があることは判例に照らして明らかである。また、返済条件等の周知方の不徹底などもあつて、返済能力の不十分な主婦や学生をも含む利用者の一部に悲惨な事態が発生するなど、多大な被害の事例が生じており、社会問題化しているのは看過できない。

昭和四十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十九年度政府関係機関決算書外件

(4) 旧軍人等に対する恩給制度は、逐年、改善が残されており、とくに、戦地勤務に服した日本赤十字社の旧救護看護婦に対する待遇については、多年にわたる関係者の強い要請により、改められ、今まで、その決着がつかないまま、推移しているのは看過できない。

政府は、今後とも、恩給制度の改善措置について、検討を綿密に行うとともに、旧救護看護婦に対する救護措置については、可及的の改善、検査活動費の増額等、会計検査機能の拡充強化について、特段の配慮を払うべきである。

(5) 沖縄県における交通方法の変更に伴う各種の対応措置については、この地域の特殊事情による利害関係が、ふくそうしておらず、また、関係する行政機関が、多岐にわたつていたこともあるて、対策要綱の決定をみたもの、県民の不安が、解消されたとは認め難い。

政府は、同県における交通方法の変更が、國の施策として実施される点にかんがみ、交通方法の変更によつて生ずる諸問題については、極力、國の責任によつて、適正な解決を図るとともに、関係行政機関の調整を急ぎ、交通方法の変更が、円滑に実施できるよう努めるべきである。

(6) 最近における我が國の牛肉の消費者価格は、諸外国に比べ高値にあり、一方肉牛生産者にあつては、輸入飼料価格の引き下げにもかかわらず、収益が好転しない事例も見受けられる。また、畜産振興事業団から売り渡された輸入牛肉の一部について、系統団体の経路で、末端食肉販売店へ届かず、食肉加工業者等へ供給されたなど流通段階における問題点及び指定小売店における販売上の問題点が指摘されていることは遺憾である。

政府は、畜産振興事業団の機能が有効適切

(7) 最近の厳しい経済環境において、中高年齢者、身体障害者、婦人は、ますます、雇用上の看護婦に対する救護措置については、可及的改善やかに、恩給制度または、その趣旨に沿う範囲内において、特段の配慮を払うべきである。

政府は、中高年齢者及び身体障害者の適職の確保を図るため、雇用機会の開発、職業訓練の充実強化等に、一層配意するとともに、身体障害者に対する法定雇用率が、達成されない事業主には、法に基づく雇入れ計画の作成命令制の活用を図るなどの措置を講じ、婦人労働については、明文、慣行を問わず、不当な差別の事実が、確認されたときは、若年定年、結婚退職制、賃金格差等、男女差別の事例が、跡を絶たない。

政府は、中高年齢者及び身体障害者の適職の確保を図るため、雇用機会の開発、職業訓練の充実強化等に、一層配意するとともに、身体障害者に対する法定雇用率が、達成されない事業主には、法に基づく雇入れ計画の作成命令制の活用を図るなどの措置を講じ、婦人労働については、明文、慣行を問わず、不当な差別の事実が、確認されたときは、若年定年、結婚退職制、賃金格差等、男女差別の事例が、跡を絶たない。

(8) 近時、日本住宅公団及び地方公共団体等が供給する公団住宅や、公営住宅等の建設は、多額の公的資金が投下されているが、遠隔、高家賃、狹隘という問題のため、新築当初から、相当の空き家が発生しており、とくに、公団住宅については、これらの新築空き家に加えて、未竣工の住宅の中にも、完成後は空き家になるおそれがあるものが見受けられることが指摘されていることは遺憾である。

政府は、財政資金の効果的利用を図り、質

的充足を求める国民の住宅需要に合致するよう、日本住宅公団等に対し、指導を行うとともに、積極的に、公的資金による住宅の家賃算定の方式の改善及び公的援助の拡充について、検討の上、入居者の負担の適正化を図るよう措置すべきである。

#### 要領書

##### 一、委員会の決定の理由

本件は、日本国憲法第九十条、財政法第四十条及びその他関係法律の規定により国会に提出されたものであり、その決算額は、次のとおりである。

一般会計歳入歳出決算

歳入決算額

二〇、三七九、一二三百万円余

歳出決算額

一九、〇九九、七九三百万円余

特別会計歳入歳出決算

三三、五九三、〇〇三百万円余

歳出決算額

二八、四八五、四六二百万円余

國稅收納金整理資金受払受計算書

受入 収納済額

一五、四三八、七〇四百万円余

支払命令済額

三六三、八三〇百万円余

支払 嶸人組入額

一五、〇四一、三七一百万円余

政府関係機関決算書

収入決算額

一一、六六〇、七四三百万円余

支出決算額

一一、二四二、九五一百万円余

本件決算について、予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうか、予算、関係法律及び諸施策に反省、検討を要するものがな

かつたかどうかという観点にたつて、慎重に審査を行つた結果、これを是認すべきものと認められたが、財政の処理上留意すべき事項につき、内閣に対し、警告することとした。

がなかつた。

二、昭和四十九年度一般会計歳入歳出決算  
一、昭和四十九年度特別会計歳入歳出決算

一、昭和四十九年度国税収納金整理資金受払計算書

右は多數をもつて異議がないと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年六月七日 決算委員長 茂ヶ久保重光

参議院議長 安井 謙殿

要領書

##### 一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和四十九年度中の一般会計及び特別会計をあわせての無償貸付の増加額は、百五十三億四千万円余、減少額は、百十八億四千七百万円余、差引純増加額は、三十四億九千三百万円余である。

これを前年度末現在額一千八百七十二億六千九百万円余に加算すると、本年度末現在額は一千九百七億六千三百万円余である。

本件について慎重に審査を行つた結果、異議がなかつた。

昭和五十一年一月三十日

内閣総理大臣 三木 武夫

要領書

##### 一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に報告されたもので、昭和四十九年度中的一般会計及び特別会計をあわせての国有財産の増加額は、一兆五千二百三十一億六千二百萬円余、減少額は、二千七百九十七億三千八百万円余、差引純増加額は、一兆二千四百三十四億二千四百万円余である。

これを前年度末現在額十三兆七千六百四十七億六千六百万円余に加算すると、本年度末現在額は十五兆八十一億九千万円余である。

本件について慎重に審査を行つた結果、異議がなかつた。

昭和五十一年度一般会計公共事業等予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)

昭和五十一年度一般会計公共事業等予備費使

昭和五十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)

昭和五十一年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費基づく経費増額総調書(その1)

昭和五十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管経費基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費基づく経費増額総調書(その1)

昭和五十二年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費基づく経費増額総調書(その1)

昭和五十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管経費基づく経費増額総調書(その1)

昭和五十二年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費基づく経費増額総調書(その1)

昭和五十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管経費基づく経費増額総調書(その1)

昭和五十二年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費基づく経費増額総調書(その1)

昭和五十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管経費基づく経費増額総調書(その1)

昭和五十二年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費基づく経費増額総調書(その1)

昭和五十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管経費基づく経費増額総調書(その1)

昭和五十二年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費基づく経費増額総調書(その1)

昭和五十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管経費基づく経費増額総調書(その1)

昭和五十二年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費基づく経費増額総調書(その1)

昭和五十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管経費基づく絏費増額総調書(その1)

昭和五十二年度特別会計予算総則第十二条に基づく絏費増額総調書及び各省各厅所管絏費基づく絏費増額総調書(その1)

昭和五十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管絏費基づく絏費増額総調書(その1)

日までの間において使用した金額は一千二百一十八億四千八百万円余である。

(国) 昭和五十一年度各特別会計予備費の予算總額は、二兆六千五百五十七億五千百万円余であつて、このうち、昭和五十一年九月二十日から同年十二月二十日までの間において使用した金額は一千六百九十五億四千九百萬円余である。

(内) 昭和五十一年度特別会計予算總則第十一条に基づき、昭和五十一年五月二十七日から同年十二月十三日までの間ににおいて経費の増額をした金額は三百二十四億八千五百万円余である。

以上六件について審査した結果、いずれも適當な支出であると認める。

#### 審査報告書

昭和五十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その2)

右は多数をもつて承諾を与えるべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年六月七日

決算委員長 茂ヶ久保重光

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和五十一年度各特別会計予備費の予算總額は、二兆三千二百四十五億四千百万円余であつて、このうち、昭和五十一年三月一日から同年三月二十九日までの間において使用した金額は三百二十六億四千五百万円余である。本件について審査した結果、適當な支出であると認める。

一、昭和五十一年度一般会計公共事業等予算書  
(その2)

費使用総調書及び各省各所管使用調書

一、昭和五十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その2)

一、昭和五十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その2)

一、昭和五十一年度特別会計予算總則第十一條に基づく経費増額総調書及び各省各所管経費増額調書(その2)

右は本院において承諾することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年五月十一日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

一、昭和五十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その1)

一、昭和五十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その1)

一、昭和五十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その1)

一、昭和五十一年度特別会計予算總則第十一條に基づく経費増額総調書(その1)

右は本院において承諾することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年五月十一日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

一、昭和五十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その2)

右は全会一致をもつて異議がないと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年六月七日

決算委員長 茂ヶ久保重光

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和五十一年度一般会計公共事業等予算書

決算の第一は、本件決算の是認、第二は、内閣に

十五条第二項の規定に基づく國の債務負担行為

の限度額は八百億円である。このうち、昭和五十一年及び五十二年発生の災害復旧事業のため、昭和五十二年三月四日から同年三月十五日の間において決定した國の債務負担行為の総額は三百十六億一千九百万円余である。

本件について慎重に審査した結果、異議がなかつた。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年十一月二十七日

内閣総理大臣 福田 起夫

参議院議長 安井 謙殿

一、昭和五十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その2)

財政法第十五条规定により、昭和五十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その2)を別紙のとおり報告する。

(別紙は省略する)

〔西ヶ久保重光君登壇、拍手〕

○西ヶ久保重光君 ただいま議題となりました昭和四十一年度決算外二件及び予備費関係八件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、昭和四十九年度決算は、昭和五十年十二月二十七日国会に提出され、同五十二年五月二十日当委員会に付託され、また、国有財産関係二件は、昭和五十一年一月三十日国会に提出され、同日、当委員会に付託されました。

以後、委員会を開くこと二十一回、別に述べるような内閣に対する警告のほか、いわゆる田高をめぐる諸問題を初め、税制、公務員制度、戦力論争、原子力行政、同和対策、教育文化補助金、診療報酬、いわゆる二百海里問題、成田空港事件、信濃川河川敷処理等、行政全般について熱心な論議が行わされました。また、内閣に御承知を願います。

六月七日、質疑を終了し、ます、昭和四十九年度決算外二件について討論に入りました。その議決案の第一は、本件決算の是認、第二は、内閣に

対する八項目の警告であります。討論におきまし

ては、日本社会党を代表して丸谷委員、公明党を代表して和泉委員、日本共産党を代表して沓脱委員、民社党を代表して三治委員より、それぞれ、本件決算は是認できないが警告案については賛成である旨の意見が述べられ、また、自由民主党・自由国民会議を代表して長谷川委員より、本件決算を是認するとともに警告案に賛成である旨の意見が述べられました。

討論を終り、議決案を採決の結果、本件決算は多数をもつて是認すべきものと議決され、次いで、警告案については全会一致をもつて警告すべきものと議決された次第でございます。

内閣に対する警告は、審査報告書記載のとおりあります。その要旨を申し上げますと、次のとおりであります。

第一は、会計検査院職員に対する過剰な接待問題について、政府は受檢姿勢を正すよう自戒を促すとともに、会計検査機能の拡充強化について十分な措置を講ぜよといふものであります。

第二は、相模大野郵便局の現金領得事件に見られる郵政犯罪に對しては、相互牽制機能を含む郵政監察の体制強化に一層努め、犯罪の絶滅を期せよといふものであります。

第三は、いわゆるサラ金の規制が判例に照らしても不備な点があるので、法令の整備あるいは指導の強化によってサラ金業の健全化と利用者保護を図るべきといたします。

第四は、日本赤十字社の旧救護看護婦の救濟措置についてであります。恩給制度またはその趣旨に沿う範囲内で特段の配慮を払うべきものであるということでござります。

第五は、沖縄県の交通方法の変更に伴う諸措置について、極力國の責任で解決するとともに、関係行政機関の調整を急いで、その変更が円滑に実施できるよう努めるべきであるということでございます。

第六は、牛肉について、輸入牛肉の一部に、流



○議長(安井謙君) 次に、日程第四及び第五並びに日程第七ないし第一〇の予備費使用総調書等六件について採決をいたします。

○議長(安井謙君) 本件は委員長報告のとおり異議がないと決しました。

○議長(安井謙君) 六件を承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、全会一致をもつて委員長報告のとおり内閣に対する監督することに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 次に、日程第一の昭和四十九年度国有財産増減及び現在額總計算書についての採決をいたします。

○議長(安井謙君) 本件は委員長報告のとおり異議がないと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、本件は委員長報告のとおり異議がないと決しました。

○議長(安井謙君) 六件を承諾することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 次に、委員長報告のとおり内閣に対し警告することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(安井謙君) 次に、春生君、房枝君、陳平君、英夫君、田中君、江田君、豊君、青島君、下村君、泰君、五月君、幸男君、柳澤君、長年君、向井君が起立しました。

○議長(安井謙君) 次に、日程第一の国庫債務総調書について採決をいたします。

本件は承諾することに決しました。

○議長(安井謙君) 本件は委員長報告のとおり異議がないと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、本件は全会一致をもって委員長報告のとおり異議がないと決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 次に、日程第三の昭和四十九年度国有財産無償貸付状況総計算書について採決をいたします。

本件は委員長報告のとおり異議がないと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、本件は委員長報告のとおり異議がないと決しました。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○議長(安井謙君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
この際、常任委員長の辞任についてお諮りいたします。

午前十時三十六分休憩

午後二時四十三分開議

○議長(安井謙君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
この際、常任委員長の辞任についてお諮りいたします。

社会労働委員長　　和田静夫君  
通信委員長　　栗原俊夫君  
決算委員長　　茜ヶ久保重光君

から、それぞれ常任委員長を辞任いたしたいとの申し出がございました。  
いずれも許可することに御異議ございません。

「〔異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

○謙長(安井謙君) つきましたは、この際、欠員となりました常任委員長の選舉を行います。

○大塚喬君 常任委員長の選舉は、その手続を省略し、いずれも議長において指名することの動議を提出いたします。

○遠藤要君 私は、ただいまの大塚君の動議に賛成いたします。(拍手)

○謙長(安井謙君) 大塚君の動議に御異議ございませんか。

「〔異議なし」と呼ぶ者あり】

○謙長(安井謙君) 御異議ないと認めます。  
よって、議長は、社会労働委員長に対馬孝且君を指名いたしました。

【拍手】

通信委員長に赤桐操君を指名いたしました。

〔拍手〕  
決算委員長に寺田熊雄君を指名いたしました。

〔拍手〕

○謹長(安井謙君) この際、お詫びいたします。  
寺田熊雄君から裁判官彈劾裁判所裁判員を辞任いたしたいとの申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

○謹長(安井謙君) 「異議なし」と呼ぶ者あり  
て、許可することに決しました。

○謹長(安井謙君) 御異議ないと認めます。よつて、許可することに決しました。

○謹長(安井謙君) つきましては、この際、

裁判官彈劾裁判所裁判員、同予備委員、

検察官連絡審議会委員、

首都圏整備審議会委員、

日本ニネスコ国内委員会委員、

鉄道建設審議会委員各一名の選挙

を行います。

○大塚喬君 各種委員の選挙は、いずれもその手続を省略し、謹長において指名することの動議を提出いたします。

○藤井恒男君 私は、ただいまの大塚君の動議に賛成いたします。(拍手)

○謹長(安井謙君) 大塚君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○謹長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

よつて、謹長は、裁判官彈劾裁判所裁判員に小野明君を、(拍手)

検察官連絡審議会委員に片岡勝治君を、(拍手)

同予備委員に向井長年君を、(拍手)

首都圏整備審議会委員竹田四郎君を、(拍手)

日本ニネスコ国内委員会委員に松前達郎君を、(拍手)

鉄道建設審議会委員に吉田忠三郎君を(拍手)

それぞれ指名いたします。

○謹長(安井謙君) この際、日程に追加して、司法書士法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

○謹長(安井謙君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

〔拍手〕  
司法院審議會議長 保利 茂

尾辰義君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

司法書士法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和五十三年六月十三日

参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 保利 茂

司法書士法の一部を改正する法律案  
司法書士法の一部を改正する法律案

(業務)  
第二条 司法書士は、他人の嘱託を受けて、次に掲げる事務を行ふことを業とする。  
一 登記又は供託に関する手続について代理すること。  
二 裁判所、検察院又は法務局若しくは地方法務局に提出する書類を作成すること。  
三 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。

司法書士は、前項に規定する業務であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、これを行うことができない。

第四条を削り、第三条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「禁」と「禁錮」に「年」を「年」に改め、同条第二号中「禁治産者」を「未成年者、禁治産者」に改め、同条第五号中「年」を「年」に改め、同号を同条第六号とし、同条第

四号中「認可の取消」を「登録の取消し」に、「年」を「三年」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「年」を「年」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加え、同条を第四条とする。

三 破産者で復権を得ないもの。

第一条を次のように改める。

(目的)  
第三条 次の各号の一に該当する者は、司法書士となる資格を有する。

一 司法書士試験に合格した者

二 裁判所事務官、裁判所書記官、法務事務官

若しくは検察事務官としてその職務に従事し

た期間が通算して十年以上になる者又はこれ

同等以上の法律に関する知識及び実務の経験を有する者であつて、法務大臣が司法書士の業務を行うのに必要な知識及び能力を有する

と認めたもの

第一条の次に次の一条を加える。

(職責)  
第一条の二 司法書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

第一条を次のように改める。

第十一條及び第十二条を削り、第十條を第

十一条とし、第九条を第十条とし、第八条中「行なつて」を「行つて」に改め、同条を第九条とし、第七条を削り、第六条を第八条とし、第五条に次の二項を加え、同条を第七条とする。  
二 司法書士は、他の法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を移転しようとするときは、その法務局又は地方法務局の長に対し、その管轄区域内に設立された司法書士会を経由して、登録の移転の申請をしなければならない。

第四条の次に次の七条を加える。

(司法書士試験)  
第五条 法務大臣は、毎年一回以上、司法書士試験を行わなければならぬ。

2 司法書士試験は、次の事項について筆記及び口述の方法により行う。ただし、口述試験は、筆記試験の合格者について行う。

一 民法、商法及び刑法に関する知識

二 登記、供託及び訴訟に関する知識

三 その他司法書士の業務を行うのに必要な知識及び能力

2 司法書士試験は、次の事項について筆記及び口述の方法により行う。ただし、口述試験は、筆記試験の合格者について行う。

一 民法、商法及び刑法に関する知識

二 登記、供託及び訴訟に関する知識

三 その他司法書士の業務を行うのに必要な知識及び能力

2 司法書士試験を受けようとする者は、政令で定めるところにより、受験手数料を納めなければならない。

第五条の二 法務省に、司法書士試験の問題の作成及び採点を行わせるため、司法書士試験委員会を置く。

第六条 司法書士試験委員は、司法書士試験を行ふについて必要な学識経験のある者のうちから、試験ごとに、法務大臣が任命する。

3 前二項に定めるもののほか、司法書士試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

(登録)  
第六条 司法書士となる者は、その事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局に備えた司法書士名簿に登録を受けなければならない。

(登録の手續)  
第六条の二 前条の登録を受けようとする者は、

司法書士となる資格を有することを証する書類を添えて、同条の法務局又は地方法務局の長に對し、その管轄区域内に設立された司法書士会を經由して、登録の申請をしなければならない。

2 前項の登録の申請をした者が次の各号の一に該当する場合には、法務局又は地方法務局の長は、その登録を拒否しなければならない。

一 第十五条の五第一項の規定による入会の手続をとらないとき。

二 身体又は精神の衰弱により司法書士の業務を行うことができないとき。

三 司法書士の信用又は品位を害するおそれがあるときその他司法書士の職責に照らし司法書士としての適格性を欠くとき。

(登録の取消し)

第六条の三 司法書士が次の各号の一に該当する場合には、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、その登録を取り消さなければならぬ。

一 その業務を廃止したとき。

二 死亡したとき。

三 司法書士となる資格を有しないことが判明したとき。

四 第四条第一号から第四号まで又は第六号に該当するに至ったとき。

第五条の四 司法書士が次の各号の一に該当する場合には、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、その登録を取り消すことができる。

一 引き続き二年以上業務を行わないとき。

二 身体又は精神の衰弱により業務を行なうことができないとき。

(意見の聴取)

第六条の五 法務局又は地方法務局の長は、必要があると認めるときは、登録に関して、その管轄区域内に設立された司法書士会の意見を求めることができる。

第十二条第一項中「基く」を「基づく」に、「左に」を「次に」に改め、同条第二項中「一年」を「二年」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 登録の取消し

第十三条第一項中「第十一條の二」を「第六條の二」に改め、同条第二項中「五千円」を「五万円」に改め、同条第三項中「当該司法書士」を「當該司法書士」に改め、同条第一項中「當該司法書士」を「當該登録の申請をした者又は司法書士」に改め、同条第一項中「當該登録の申請をした者又は司法書士」を「當該登録の申請をした者又は司法書士」に改め、同条第二号若しくは第三号の二を「第一項に規定する」に改める。

第十五条の五を次のように改める。

(入会)

第十五条の五 司法書士の登録又は登録の移転の申請をする者は、その申請と同時に、申請を経由すべき司法書士会に入会する手続をとらなければならない。

2 前項の規定により入会の手続をとつた者は、当該登録又は登録の移転の時に、当該司法書士会の会員となる。

二「第六条の四」を「基づく」に、「第十一條の二」を「第六条の四」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(注意勧告)

第十六条の二 司法書士会は、所属の司法書士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該司法書士に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

二「第六条の四」を「基づく」に、「第十一條の二」を「第六条の四」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(建議等)

第十七条の三 日本司法書士会連合会は、司法書士の業務又は制度について、法務大臣に建議し、又はその諮問に答申することができる。

二「第六条の四」を「基づく」に、「第十一條の二」を「第六条の四」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(税理士法等)

第十八条中「認可」を「試験、資格の認定、登録」に改める。

了の時に、その者について登録の取消しがあつたものとみなす。

(欠格事由に関する経過措置)

4 この法律の施行の際新法第四条各号の一に該当する者で改正前の司法書士法（以下「旧法」という。）第三条に該当しないものに対しては、当該事由について、新法第四条の規定は、適用しない。

5 新法第四条第五号の適用については、旧法第十二条の規定による認可の取消しの処分は、新法第十二条の規定による登録の取消しの処分とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(土地家屋調査士法の一部改正)

7 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

二「第六条の四」を「基づく」に、「第十一條の二」を「第六条の四」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(税理士法の一部改正)

8 この法律による改正後の土地家屋調査士法第四条第七号の適用については、旧法第十二条の規定による認可の取消しの処分は、新法第十二条の規定による登録の取消しの処分とみなす。

(税理士法の一部改正)

9 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

二「第六条の四」を「基づく」に、「第十一條の二」を「第六条の四」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(税理士法の一部改正と伴う経過措置)

10 この法律による改正後の税理士法第四条第八号の適用については、旧法の規定による懲戒处分である司法書士の認可の取消しの処分は、新法の規定による懲戒処分である司法書士の登録の取消しとみなす。

(法務府設置法等の一部を改正する法律の一部改正)

11 法務府設置法等の一部を改正する法律（昭和

二十七年法律第二百六十八号)の一部を次のよう  
に改正する。

附則第四項中「第二条」を「第三条」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)  
の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号中「免許若しくは認可」  
を「若しくは免許」に改め、同号(二)中「第四条第  
一項(認可)の司法書士の認可」を「第六条(登録)  
の司法書士の登録」に、「認可件数」を「登録件  
数」に改める。

[中尾辰義君登壇、拍手]

○中尾辰義君 ただいま議題となりました司法書  
士法の一部を改正する法律案につきまして、法務  
委員会における審査の経過と結果を御報告いたし  
ます。

本法律案は、司法書士となるための現行の選考

認可の制度を改め、司法書士となるには、その資  
格を取得した者が法務局への登録及び司法書士会  
への入会の手続をとることを要するものとし、資  
格取得については司法書士試験制度の採用等、資  
格に関する制度の合理化を図るとともに、司法書  
士法の目的、司法書士の職責及び業務に関する規  
定を整備するなど、司法書士制度の充実強化を図  
ろうとするものであります。

委員会におきましては、資格制度の採用と司法  
書士に対する社会的需要との関係、特認制の運  
用、司法書士の登録、報酬、懲戒制度の運用など  
の質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲りま  
す。質疑を終わり、討論には別に発言もなく、採決  
の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり  
可決すべきものと決定いたしました。

次いで、本法律案について、寺田熊雄委員よ  
り、登記事務の処理体制の充実強化、司法書士試  
験制度の運用、司法書士の報酬、登録制度の実施  
等に関する七項目にわたる附帯決議案が各派共同  
提案として提出され、全会一致をもって本委員会  
の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告をいたします。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、  
本案は全会一致をもって可決されました。

題名を次のように改める。

第一条及び第一条の二を次のように改める。  
(目的)

第一条 この法律は、指定種苗の表示に関する規  
制、○新品种の保護のための品種登録に関する規  
制、○品種登録に関する制度等について定める  
ことにより、種苗の流通の適正化と品種の育成  
の振興を図り、もつて農林水産業の発展に寄与  
することを目的とする。

(定義)

第一条の二 この法律において「農林水産植物」と  
は、農産物、林産物及び水産物の生産のために  
栽培される植物で政令で定めるものをいう。

この法律において「種苗」とは、植物体(農林  
水産植物の個体をいう。以下同じ。)の全部又は  
一部で繁殖の用に供されるものをいい、「指定  
種苗」とは、種苗(稻、大麦、はだか麦、小麦、  
大豆及び林業の用に供される樹木の種苗を除  
く。)のうち、種子、胞子、茎、根、苗、苗木、  
穗木、台木又は種苗で品質の識別を容易にする  
ため販売に際して一定の事項を表示する必要が  
あるものとして農林水産大臣が指定するものを  
いう。

この法律において「種苗業者」とは、指定種苗  
の販売を業とする者をいう。

この法律において「固定品種」とは、同一の繁  
殖の段階及び異なる繁殖の段階に属する植物体  
のすべてが次に掲げる要件を満たす場合における  
その植物体のすべてをいい、「交雑品種」とは、  
同一の固定品種の植物体と他の固定品種の植物体  
とを交雑させて得られる植物体のすべてが次に  
掲げる要件を満たす場合におけるその植物体の  
すべてをいい、「品種」とは、固定品種及び交雑  
品種をいう。

二 種類及び品種(接木した苗木にあつては、  
穂木及び台木の種類及び品種)

三 生産地

四 種子については、採種の年月又は有効期限  
及び発芽率

五 数量

六 その他農林水産省令で定める事項

第四条及び第五条を削り、第六条に見出しとし  
て「指定種苗についての命令」を付し、同条中  
「第三条」を「前条」に、「同条の規定による表示の  
変更」を「同条第一項各号に掲げる事項を表示し、

農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴  
いて、農林水産植物について農林水産省令で定  
める区分ごとに、前項第一号の重要な形質を定  
め、これを公示するものとする。

第二条に見出しとして「(種苗業者の届出)」を付  
し、同条第一項中「その営業所ごとに、左の事項  
を当該営業所の所在地の市町村長」を「農林水産省  
令で定めるところにより、次に掲げる事項を農林  
水産大臣」に改め、第二号を削り、同項第三号中  
「当該営業所において取り扱う保証種苗」を「取り  
扱う指定種苗」に改め、同号を同項第二号とし、  
同項第四号を削り、同項第五号を同項第三号と  
し、同条第三項中「あらたに営業を」を「新たに営  
業を」に改め、「あらたに営業所を設けた場合に  
あつてはその設置後二週間以内に」を削り、同条  
第四項を削る。

第三条に見出しとして「(指定種苗についての表  
示)」を付し、同条第一項を次のように改める。

指定種苗は、その包装に次に掲げる事項を表  
示したもの又は当該事項を表示する証票を添付  
したものでなければ、販売してはならない。た  
だし、掲示その他見やすい方法をもつてその指  
定種苗につき、第一号から第四号まで及び第六  
号に掲げる事項を表示する場合又は種苗業者以  
外の者が販売する場合は、この限りでない。

示したものが販売する場合は、この限りでない。  
定種苗につき、第一号から第四号まで及び第六  
号に掲げる事項を表示する場合又は種苗業者以  
外の者が販売する場合は、この限りでない。

一 表示をした種苗業者の氏名又は名称及び住  
所

二 種類及び品種(接木した苗木にあつては、  
穂木及び台木の種類及び品種)

三 生産地

四 種子については、採種の年月又は有効期限  
及び発芽率

五 数量

六 その他農林水産省令で定める事項

第四条及び第五条を削り、第六条に見出しとし  
て「指定種苗についての命令」を付し、同条中  
「第三条」を「前条」に、「同条の規定による表示の  
変更」を「同条第一項各号に掲げる事項を表示し、

若しくは当該事項の表示を変更すべき旨」に、「保証種苗」を「指定種苗」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の二条を加える。

(指定種苗の生産等に関する基準)

第五条 農林水産大臣は、優良な品質の指定種苗の流通を確保するため特に必要があると認められるときは、当該指定種苗の生産、調整、保管又は包装について当該指定種苗の生産を業とする者及び種苗業者が遵守すべき基準を定め、これを公表するものとする。

農林水産大臣は、前項の規定により定められた基準を遵守しない指定種苗の生産を業とする者又は種苗業者があるときは、その旨を公表することができる。

(指定種苗の集取)

第五条の二 農林水産大臣は、その職員に、種苗業者から検査のために必要な数量の指定種苗を採取させることができ。ただし、時価によつてその対価を支払わなければならない。

前項の場合において種苗業者があつたときは、その職員は、その身分を示す證明書を示さなければならぬ。

(報告の徵取等)

第六条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、種苗業者に對し、その業務に關し必要な報告を命じ、又は帳簿その他の書類の提出を命ずることができる。

第七条から第十二条までを次のように改める。

(登録の出願)

第七条 品種の育成（人為的変異又は自然的変異に係る特性を固定し又は検定すること）を以て同様のことをした者は、当該品種について登録の出願をすることができる。この場合において、育成をした者は、その承継人が二人以上あるときは、これらの者が共同して出願をしなければならない。

前項の出願は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した

願書及び説明書並びに出願に係る品種（以下「出願品種」という。）の植物体の全部若しくは一部又はその写真を農林水産大臣に提出してしなければならない。

(職務育成品種)

第八条 従業者、法人の業務を執行する役員又は國若しくは地方公共団体の公務員（以下「従業者等」という。）が育成をした品種については、その育成がその性質上使用者、法人又は國若しくは地方公共団体（以下「使用者等」という。）の業務の範囲に屬し、かつ、その育成をするに至つた行為が従業者等の職務に屬する品種（以下「職務育成品種」という。）である場合を除き、あらかじめ使用者等が前条第一項の出願をすること又は従業者等が第十二条の四第一項の規定による品種登録を受けた場合にはその者の名義を使用者等に変更することを定めた契約、勤務規則その他の定めにより、職務育成品種について使用者等が前条第一項の出願をしたとき、又は従業者等が第十二条の四第一項の規定による品種登録を受けた場合においてその者の名義を使用者等に変更したことに対する対価を支払ふべき利益の額及びその職務育成品種の育成がされるについて使用者等が貢献した程度を考慮して定められる対価の支払を請求することができる。

(出願品種の名義の変更)

第九条 出願者の名義は、相続その他の一般承継による場合を除き、変更することができない。

出願者について相続その他の一般承継による名義の変更があつたときは、その一般承継人は

は、違滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(出願品種の名称等)

第十条 品種についての登録（以下「品種登録」と

いう。）は、出願品種の名称が次の各号の一に該当する場合には、受けることができない。

一 一の出願品種につき一でないとき。

二 出願品種の種苗に係る登録商標又は当該種苗と類似の商品に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき。

三 出願品種に關し誤認を生じ、又はその識別に關し混同を生ずるおそれがあるものであるとき（前号に掲げる場合を除く。）。

四 関し混同を生ずるおそれがあるものであるとき（前号に掲げる場合を除く。）。

五 出願品種の審査のため必要な資料の提出を求めることができる。

六 農林水産大臣は、出願品種の審査をするに当たつては、その職員に現地調査又は栽培試験を行わせるものとする。ただし、出願品種の審査上その必要がないと認められる場合は、この限りでない。

農林水産大臣は、前項の規定による現地調査又は栽培試験を関係行政機関、学校その他適当と認める者に依頼することができる。

農林水産大臣は、前項の規定による現地調査又は栽培試験を日本国内に住所及び居所（法人については、営業所）を有しない外国人は、その者の属する国が、日本国民に対し品種の育成に関する國（その國の國民に対し日本國が品種登録を認めることを条件として日本國民に対し当該保護を認める國を含む。以下「特定國」という。）であり、かつ、その者の出願品種につき當該保護を認める場合を除き、品種登録を受けることができない。

第十二条の二 特定國に対する第七条第一項の出願に相当する出願（以下「特定國出願」という。）をした者又はその承継人が特定國出願のうち最先の出願をした日（以下「特定國への出願日」という。）の翌日から一年以内に当該特定國出願に係る品種につき同項の出願をした場合には、その出願は、第十二条の規定の適用については、特定期への出願日にされたものとみなす。

（出願品種の審査）

第十二条の三 農林水産大臣は、出願者に對し出願品種の審査のために必要な資料の提出を求めることができる。

農林水産大臣は、出願品種の審査をするに当たつては、その職員に現地調査又は栽培試験を行わせるものとする。ただし、出願品種の審査上その必要がないと認められる場合は、この限りでない。

農林水産大臣は、前項の規定による現地調査又は栽培試験を日本国内に住所及び居所（法人については、営業所）を有しない外国人は、その者の属する国が、日本国民に対し品種の育成に関する國（その國の國民に対し日本國が品種登録を認めることを条件として日本國民に対し当該保護を認める國を含む。以下「特定國」という。）であり、かつ、その者の出願品種につき當該保護を認める場合を除き、品種登録を受けることができない。

（品種登録）

第十二条の四 農林水産大臣は、第七条第一項の出願がこの法律及びこの法律に基づく命令に規定する要件を満たすものであると認めたとき

は、品種登録をしなければならない。

品種登録の有効期間は、十五年（第十条第二項に規定する品種にあつては、十八年）とする。

品種登録は、品種登録簿に品種の名称、植物体の特性、有効期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所その他農林水産省令で定める事項を記載してするものとする。

農林水産大臣は、第一項の規定による品種登録をしたときは、農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

（品種登録の効力）

第十二条の五 品種登録を受けている品種（以下「登録品種」という。）の植物体の全部又は一部については、当該登録品種について品種登録を受

第十二条の二 特定國に対する第七条第一項の出願に關する特例

第十二条の二 特定國に対する第七条第一項の出願に關する特例

昭和五十三年六月十六日 参議院会議録第二十六号 農産種苗法の一部を改正する法律案

けている者（以下「品種登録者」という。）以外の者は、業として次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該登録品種の植物体の全部又は一部を種苗として、有償で譲渡し、若しくは有償で譲渡する旨の申出をし、又は有償で譲渡する目的をもつて、生産し、若しくは輸入すること。

二 当該登録品種が、通常種苗以外のものとされているその植物体の一部を利用しても極めて容易に繁殖する農林水産植物の種類として農林水産省令で定めるものに属する場合にあつては、当該植物体の一部を繁殖させて得られる植物体の全部又は一部を有償で譲渡すること（前号に掲げる行為を除く。）。

三 当該登録品種が固定品種である場合にあつては、当該登録品種の植物体と他の固定品種の植物体とを交雑させて得られる種子又は胞子を種苗として、有償で譲渡し、若しくは有償で譲渡する旨の申出をし、又は有償で譲渡する目的をもつて、生産し、若しくは輸入すること。

次の各号に掲げる者は、前項の規定にかわらず、業として当該各号に定める行為をすることができる。

一 品種登録者から前項各号に掲げる行為をすることについての許諾（その許諾の後に品種登録者の名義の変更（相続その他の一般承継者等による場合を除き、品種登録簿に登録しない）、又は有償で譲渡する旨の申出をすること）についての許諾（その許諾に限る。）を得た者當該許諾の内容に従つてする同項各号に掲げる行行為

二 登録品種の育成をした者よりも先に当該登録品種と同一の品種の育成をした者 前項各号に掲げる行為

三 交雑品種の植物体を得るために交雑させる植物体が属する固定品種（以下「親品種」とい

う。）についての品種登録者 当該交雑品種で品種登録を受けているものの植物体の全部又は一部についてする前項第一号に掲げる行為

四 交雑品種についての品種登録者で当該交雑品種につきその親品種よりも先に品種登録を受けたもの 当該親品種で品種登録を受けているものの植物体についてする当該交雑品種に係る前項第三号に掲げる行為

五 登録品種の育成をする方法についての特許権を有する者又はその特許につき専用実施権若しくは通常実施権を有する者で当該特許に係る方法により植物体の全部又は一部を生産するもの 当該植物体の全部又は一部についてする前項各号に掲げる行為

六 前号の特許権の消滅後において同号の特許に係る方法により植物体の全部又は一部を生産する者 当該植物体の全部又は一部についてする前項各号に掲げる行為

七 従業者等又はその承継人が職務育成品種についての品種登録を受けている場合におけるその従業者等に係る使用者等又はその一般承継人 当該職務育成品種の植物体の全部又は一部についてする前項各号に掲げる行為

八 次に掲げる植物体の全部又は一部を種苗として譲り受けた者 当該譲受けに係る植物体の全部又は一部を〇、その数を増加させることなく、又は有償で譲渡する旨の申出をするこ

と。

口 第十二条の八第六項に規定する裁定を受けた者が当該裁定で定めるところにより有償で譲渡した植物体の全部又は一部

ハ 前各号に掲げる者が業としてする当該各号に定める行為により譲渡された植物体の

全部又は一部

品種登録者は、登録品種の植物体の全部又は

一部につき第一項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をしている者に対し、その行為をやめべきことを請求することができる。ただし、損害賠償を請求することは妨げない。

第十二条の六 登録品種の種苗を業として販売する場合には、当該登録品種の名称以外の名称を使用してはならない。

登録品種が属する農林水産植物の種類又はこれと類似の農林水産植物の種類として農林水産省令で定めるものに属する当該登録品種以外の品種の種苗を業として販売する場合には、当該登録品種の名称を使用してはならない。

（品種登録者の名義の変更）

第十二条の七 品種登録者の名義は、相続その他に係る方法により植物体の全部又は一部を生産する者 当該植物体の全部又は一部についてする前項各号に掲げる行為

（裁定）

第十二条の八 登録品種の植物体の全部若しくは一部につき第十二条の五第一項第一号若しくは第三号に掲げる行為が継続して二年以上適当にされていないとき、又は当該行為がされることが公共の利益のために必要であるときは、当該登録品種の植物体の全部又は一部につき業として当該行為をしようとする者は、当該登録品種についての品種登録者に対し当該行為をすることについての許諾につき協議を求めることができる。

前項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、同項に規定する者は、農林水産大臣の裁定を申請することができる。

農林水産大臣は、前項の規定による申請があつたときは、その旨を当該申請に係る品種登録

者に対し、文書をもつて通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えるなければならない。

農林水産大臣は、登録品種の植物体の全部又は一部につき第十二条の五第一項第一号又は第三号に掲げる行為がされることが公共の利益のために特に必要である場合を除き、当該行為が適当にされないことについて正当な理由がある場合は、当該行為をすることについての許諾をすべき旨の裁定をしてはならない。

農林水産大臣は、第二項の裁定をしようとするときは、農業資材審議会の意見を聽かなければならない。

第十二条の五第一項第一号又は第三号に掲げる行為をすることについての許諾をすべき旨の裁定においては、第二項の規定による申請をした者がすることができる当該行為の内容並びに対価及びその支払の方法を定めなければならぬ。

第九条第二項の規定は、相続その他の一般承継による品種登録者の名義の変更について準用する。

（農林水産大臣は、第二項の裁定をしたときは、その旨を当事者に通知しなければならない。）

前項の規定により第六項に規定する裁定の通知があつたときは、当該裁定で定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。

（登録品種の調査）

第十二条の九 農林水産大臣は、登録品種の植物体の特性が保持されているかどうかについて調査の必要があると認める場合は、品種登録者に対し登録品種の植物体の全部又は一部その他の資料の提出を求めることができる。

農林水産大臣は、前項に規定する場合には、その職員に現地調査又は栽培試験を行わせるものとする。

（品種登録の取消し）

第十二条の十 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、品種登録を取り消さなければならない。

一 登録品種の植物体の特性が品種登録をした時における植物体の特性と異なることとなつたことが判明したとき。

二 品種登録者が第十二条の十二第四項又は第五項の期間内に各年分の登録料を納付しないとき。

農林水産大臣は、次に掲げる場合には、品種登録を取り消すことができる。

一 第七条第一項の出願がこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する要件を満たしていないかつたことが判明したとき。

二 品種登録者が、正当な理由がないのに、前条第一項の規定により提出を求められた資料を提出せず、又は同条第二項の規定による現地調査を拒んだとき。

農林水産大臣は、第一項第一号又は前項の規定による品種登録の取消しをしようとするときは、当該品種登録に係る品種登録者に対し、その理由を文書をもつて通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えないければならない。

(品種登録の消除等)

農林水産大臣は、第一項又は第二項の規定による品種登録の取消しをしたときは、その旨を、当該品種登録に係る品種登録者に通知するとともに、公示しなければならない。

(品種登録の消除等)

第十二条の十一 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、品種登録簿につき、品種登録を消除しなければならない。

一 第十二条の四第二項の有効期間が満了したとき。

三 品種登録者が存在しなくなつたとき。

この法律に定めるもののはか、品種登録及び品種登録簿に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(出願料及び登録料)

第十二条の十二 品種登録の出願者は、一件につき三万円を超えない範囲内で農林水産省令で定める額の出願料を納付しなければならない。

品種登録者は、第十二条の四第二項に規定する十五年又は十八年の各年にについて、一件ごとに、五万円を超えない範囲内で農林水産省令で定める額の登録料を納付しなければならない。

前二項の規定は、これらの規定により出願料又は登録料を納付すべき者が國であるときは、適用しない。

第二項の規定による第一年分の登録料は、第十二条の四第四項の規定による公示があつた日から三十日以内に納付しなければならない。

第二項の規定による第二年以後の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければならない。

第十三条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、同条中「左の」を「次の」に、「一円」を「三十万円」に改め、第一号から第三号までを削り、同条第四号中「を以て第七条の規定による登録」を「により品種登録」に改め、同号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 第十二条の五第一項の規定に違反して登録品種の植物体の全部又は一部を種苗として有償で譲渡した者

第十三条第五号及び第六号を削り、同条に次の二項を加える。

前項第二号の罪は、告訴をまつて論する。

第十三条の二 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

二 第三条の規定により表示すべき事項について虚偽の表示をした指定種苗を販売した者

二 第四条の規定による処分に違反して指定種苗を販売した者

第十四条中「左の」を「次の」に、「一円」を「十円」に改め、同条第一号中「怠り」を「せざ」に改め、同条第一号を削り、同条第三号中「第五条」を「第六条」に、「外」を「ほか」に改める。

第三号を「第十三条第一項、第十三条の二又は前条に、「外」を「ほか」に改める。」

第十五条中「第十三条又は前条第一号若しくは第三号を「第十三条第一項、第十三条の二又は前条に、「外」を「ほか」に改める。」

第十六条 第十二条の六の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(農業資材審議会の意見の聴取の特例)

第二条 改正後の種苗法(以下「新法」という。)第一条の二第五項の規定による重要な形質の指定については、農林水産大臣は、この法律の施行前においても農業資材審議会の意見を聞くことができる。

(種苗業者の届出に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の農産種苗法(以下「旧法」という。)第二条第一項及び第二項の規定による届出をした者は、新法第二条第一項及び第二項の規定による届出をしたものとみなす。

(旧法の規定による登録等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第七条第一項の規定による登録の出願がされている種苗については、当該種苗の属する品種について当該出願の日に新法第七条第一項の出願がされたものとみなす。この場合において、新法第十条第二項中「出願の日前」とあるのは「出願の日から二年さかのばつた日前」と、新法第十二条の四第一項中「認めた」とあるのは「認め、かつ、農産種苗法の一部を改正する法律附則第四条第五項の規定により出願手続の補充を命じた場合において当該補充がされたと認めた」と読み替えてこれららの規定を適用し、新法第七条第一項後段、第十二条及び第十二条の二の規定は適用がないものとする。

する法律による改正前の農産種苗法第七条第一項の規定による」と、「この法律」とあるのは「同法」と、新法第十二条の十一第一項第一号中「第十二条の四第二項の有効期間」とあるのは「農産種苗法第九条第三項の規定により定められた期間」と読み替えてこれらの規定を適用し、新法第十二条の五第一項第二号及び第三号、第十二条の十第一項第二号並びに第十二条の十二の規定は適用がないものとする。

前項の規定によりその属する品種について新法第十二条の四第一項の規定による品種登録を受けているものとみなされた種苗についてこの法律の施行の際現にされいる旧法第十条第一項第一号の許諾は、新法第十二条の五第一項第一号に掲げる行為に係る同条第二項第一号の許諾とみなす。

3 新法第十二条の五第一項第一号の規定は、この法律の施行の際現に前項に規定する種苗を旧法第七条第一項の規定による登録に係る種苗を旧法第七条第一項の規定による登録に係る種苗の名称を使用しないで業として販売している者が新法第十二条の五第一項第一号に掲げる行為を業としてする場合については、適用しない。

4 この法律の施行の際現に旧法第七条第一項の規定による登録の出願がされている種苗については、当該種苗の属する品種について当該出願の日に新法第七条第一項の出願がされたものとみなす。この場合において、新法第十条第二項中「出願の日前」とあるのは「出願の日から二年さかのばつた日前」と、新法第十二条の四第一項中「認めた」とあるのは「認め、かつ、農産種苗法の一部を改正する法律附則第四条第五項の規定により出願手続の補充を命じた場合において当該補充がされたと認めた」と読み替えてこれららの規定を適用し、新法第七条第一項後段、第十二条及び第十二条の二の規定は適用がないものとする。

5 農林水産大臣は、新法の適用上必要と認めら

れる範囲内において、前項の規定により新法第七条第一項の出願がされたものとみなされた種苗の属する品種についての出願者に対し、相当の期間を指定して、出願手続の補完を命ぜることができる。

(罰則の適用に関する経過措置)  
第五条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)  
第六条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(農林水産省設置法の一部改正)  
第七条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十三号を次のように改める。  
二十三 農業及び肥料の登録、肥料の仮登録並びに農林水産植物の品種登録を行うこと。

第十一条第六号の次に次の一号を加える。  
〔農産種苗法を「種苗法」に、「並びに農産種苗」を「並びに種苗」に改める。〕  
(商標法の一部改正)

第八条 商標法(昭和三十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。  
第四条第一項第十四号中「農産種苗法」を「種苗法」に、「登録」を「品種登録」に、「名称」を「品種の名称」に、「その種苗」を「その品種の種苗」に改める。

〔鈴木省吾君答弁、拍手〕

○鈴木省吾君 ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過と結果を御

報告いたします。

本法律案は、最近における種苗の生産及び流通をめぐる情勢の変化及び植物新品種の保護に関する国際的動向に対応し、植物新品種に関する登録制度を創設し、その対象植物の範囲を農林水産植物に拡大するほか、品種登録の要件、効果、名義変更、裁定、出願料及び登録料等について所要の規定を設けようとするとともに、指定種苗の流通の適正化を推進する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本改正案の提案に至る検討経過、特に新品種育成者の権利保護の内容、特許制度における植物特許の取り扱いと本制度における品種登録との調整、植物特許の出願の実情と審査の問題点、植物新品種保護条約等植物新品種の保護をめぐる国際的動向とわが国の態度、品種登録の効果、特に無性繁殖に係る植物新品種の育成者保護の確保に関する本制度の適正な運用、品種登録者の許諾に関する適用除外をめぐる諸問題等について質疑を行つとともに、六月十五日には三参考人から意見を聽取つたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

以上四件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

以上四件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

(いすれも内閣提出、衆議院送付)  
地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、鶴岡織維製品検査所の出張所の設置に関する法律の一部を改正する法律案  
特定機械情報産業振興臨時措置法案  
昭和五十三年四月二十日

て、本案は全会一致をもつて可決されました。

正俊君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○議長(安井謙君) この際、日程に追加して、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案  
石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案  
特定機械情報産業振興臨時措置法案

昭和五十三年四月二十日

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 保利 茂

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十三年四月二十日

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 保利 茂

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十三年四月二十日

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 保利 茂

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十三年四月二十日

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 保利 茂

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十三年四月二十日

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 保利 茂

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十三年四月二十日

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 保利 茂

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十三年四月二十日

〔鈴木省吾君答弁、拍手〕

○鈴木省吾君 ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過と結果を御

報告いたします。

〔賛成者起立〕

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

第一條第四項中「材料」の下に「一般消費者等が消費する液化石油ガスの供給に用いられるものを含む。」を加え、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 この法律において「供給設備」とは、液化石油ガス販売事業の用に供する液化石油ガスの供給

許可を受けた者が一般消費者等に販売する液化

石油ガスに係る消費のための設備（供給設備に該当するもの及び船舶内のものを除く。）をいふ。

この法律において「液化石油ガス設備士免状の交付を受けていは、液化石油ガス設備士」とする者をいう。

第二条に次の二項を加える。

8 この法律において「第一種液化石油ガス器具等」とは、構造、使用条件、使用状況等からみて特に液化石油ガスによる災害の発生のおそれが多いと認められる液化石油ガス器具等であつて、政令で定めるものをいい、「第二種液化石油ガス器具等」とは、その他の液化石油ガス器具等をいう。

第三条第二項第三号中「第五条第一号及び第四号」を「第五条第三号及び第五号」に改め、「ための施設」の下に「（供給設備であるものを除く。）」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 供給設備であつて通商産業省令で定めるもの（以下「特定供給設備」という。）に関する事項（通商産業省令で定めるものに限る。）

第三条第四項中「販売施設」の下に「又は特定供給設備を、第五条第一号」の下に「又は第二号」を加え、「添付しなければ」に改め、同条に次の二号を加える。

5 第一項の都道府県知事の許可を受けようとする者は、その販売施設又は特定供給設備の所在地が当該都道府県の区域外である場合には、その販売施設又は特定供給設備が第五条第一号又は第二号に適合しているかどうかについてその販売施設又は特定供給設備の所在地を管轄する都道府県知事の確認を受け、その確認を受けたことを証する書面を第二項の申請書に添付しなければならない。

第五条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中「第三号」を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号

石油ガスに係る消費のための設備（供給設備に該当するもの及び船舶内のものを除く。）をいふ。

この法律において「第一種液化石油ガス器具等」とは、構造、使用条件、使用状況等からみて特に液化石油ガスによる災害の発生のおそれが多いと認められる液化石油ガス器具等であつて、政令で定めるものをいい、「第二種液化石油ガス器具等」とは、その他の液化石油ガス器具等をいう。

第三条に次の二項を加える。

二 特定供給設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

第六条第一項中「行なう」を「行おう」に改め、同項第一号中「第四号」を「第五号」に改める。

第八条第一項中「第四号」を「第五号」に改め、同項第一号中「及び」の下に「第五項並びに」を加える。

第三項中「及び」の下に「第五項並びに」を加える。

二 十二条中「又は」を「若しくは」に改め、「変更したとき」の下に「又は特定供給設備を設置し、若しくは特定供給設備に関する事項であつて第三条第二項第四号の通商産業省令で定めるものを変更したとき」を、「当該販売施設」の下に「又は当該特定供給設備」を加え、「行なう」を「行う」に、「これが」を「これらが」に改め、「第五条第一号」の下に「又は第二号」を加える。

第十三条中「政令」を「通商産業省令」に、「附し」を「付し」に改める。

第十四条第三号を次のように改める。

三 供給設備及び消費設備の管理の方法

（周知させる義務等）

第十五条 液化石油ガス販売事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その販売する液化石油ガスを消費する一般消費者等に対し、液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項であつて通商産業省令で定めるものを周知させなければならない。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備が前項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように供給設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

第三条第四号中「販売施設」の下に「又は特定供給設備」を加え、同条第五号中「第十五第三項」を削り、「又は第二十二条」を「第十六条の二第二項」に改め、同条第三号中「第十五第四項又は」を削り、「第三項」の下に「又は第三十六第四項」を加え、同条第四号中「販売施設」の下に「又は特定供給設備」を加え、同条第五号中「第十五第三項」を削り、「又は第二十二条」を「第十六条の二第二項」に改め、同条第三号及び第三十七条を次のように改め。

（調査の義務等）

第三十六条 液化石油ガス販売事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その一般消費者等に販売する液化石油ガスに係る消費設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査することにより周知させることを怠り、又はその周知の方法が適当でないときは、当該液化石油ガス販売事業者に對し、その調査若しくは通知の方法を改善すべきことを命ずることができる。

3 通商産業大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた液化石油ガス販売事業者が第一項の規定による調査若しくは前項の規定による通知をせず、又はその調査若しくは通知の方法が適当でないときは、当該液化石油ガス販売事業者に對し、その調査若しくは通知の方法を行ひ、又はその調査若しくは通知の方法を改善すべきことを命ずることができる。

4 液化石油ガス販売事業者は、その販売する液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該液化石油ガスに係る一般消費者等からその事實を通知され、これに対する措置を講ずることを求められたときは、速やかにその措置を講じなければならぬ。自らその事實を知ったときも、同様とする。

2 液化石油ガス販売事業者は、前項の規定による調査の結果、消費設備が同項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認められるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようするためとするべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知すること（以下「調査業務」という。）を委託することができる。

2 液化石油ガス販売事業者及び認定調査機関

昭和五十三年六月十六日 参議院会議録第二十六号 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案外三件

八四九

は、調査業務につき委託契約を締結するときは、次の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一 委託に係る消費設備の所有者又は占有者の氏名若しくは名称及び住所並びに法人についてはその代表者の氏名並びに当該消費設備の種類、数及び所在場所

二 委託に係る調査業務の範囲及び期間並びに実施の方法

三 前二号に掲げるものはか、通商産業省令で定める事項

四 前条第一項から第三項までの規定は、液化石油ガス販売事業者が第一項の規定により認定調査機関に調査業務を委託しているときは、その委託に係る消費設備について、適用しない。

第三十七条の次に次の八条を加える。

（認定）  
第三十七条の二 前条第一項の認定は、液化石油ガス販売事業者の委託を受けた調査業務を行おうとする者の申請により行う。

2 前項の申請は、委託を受けた液化石油ガス販売事業者の販売所の所在地を管轄する都道府県知事にしなければならない。

3 第一項の申請は、調査業務に係る消費設備の数を定めなければならぬ。

（認定の基準）  
第三十七条の三 都道府県知事は、第三十七条第一項の規定による調査業務の委託を受けているときは、通商産業省令で定めることにより、

2 前項の申請は、調査業務に係る消費設備の数を定めなければならぬ。

（認定）  
第三十七条の四 認定調査機関は、第三十七条第一項の規定による調査業務の委託を受けているときは、通商産業省令で定めることにより、

2 前項の認定は、調査業務に係る消費設備の数を定めなければならない。

（調査業務に係る消費設備について調査業務を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。）  
二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて通商産業省令で定める構成員の構成が調査業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

### 三 調査業務以外の業務を行つているときは、

その業務を行うことによつて調査業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものである。

こと。

### （消費設備の数の増加の認可等） 第三十七条の四 認定調査機関は、その調査業務に係る消費設備の数を増加しようとするとき

は、通商産業省令で定めるところにより、その認定をした都道府県知事の認可を受けなければならぬ。

（消費設備の数を増加しようとするとき）  
第三十七条の四 認定調査機関は、その認定調査機関に係る消費設備の数を増加しようとするとき

は、通商産業省令で定めるところにより、その認定をした都道府県知事に届け出なければならない。

（消費設備の数を減少したときは、遅滞なく、その旨をその認定をした都道府県知事に届け出なければならない。

（認定調査機関の義務等）  
第三十七条の五 認定調査機関は、第三十七条第一項の規定による調査業務の委託を受けているときは、通商産業省令で定めることにより、

2 都道府県知事は、その認定を受けた調査業務に係る消費設備の設置の場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることが

できないときは、この限りでない。

（認定調査機関の義務等）  
第三十七条の六 認定調査機関は、調査業務に係る規程（以下この章において「調査業務規程」という。）を定め、その認定をした都道府県知事は、当該認定調査機関に対し、その調査業務を行ひ、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。

（準用規定）  
第三十七条の九 第四条、第十条第一項及び第三項、第三十二条並びに第三十三条の規定は、認定調査機関に準用する。この場合において、第四条第二号中「第二十六条」とあるのは「第三十七条の八」と、第十条第三項中「通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事」とあるのは「遅滞な

省令で定める。

2 第一項の認可をした都道府県知事は、その認可をした調査業務規程が調査業務の適確な遂行上不適当となつたと認めるときは、その認定調査機関に対し、その調査業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

### 3 第三十七条の七 都道府県知事は、その認定を受けた認定調査機関が第三十七条の三各号に適合しなくなつたと認めるときは、その認定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（適合命令）  
第三十七条の八 都道府県知事は、その認定を受けた認定調査機関が第三十七条の三各号に適合しなくなつたと認めるときは、その認定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（第一項）  
第三十七条の九 第四条第一項の認可を受けた調査業務に係る消費設備の数を増加したとき

第一項の認可に準用する。

（第一項の取消し）  
第三十七条の十 都道府県知事は、その認定を受けた認定調査機関が次の各号の一に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

2 第三十七条の五第二項、第三十七条の六第一項又は前項の規定による命令に違反したとき。

3 第三十七条の六第一項の認可を受けた調査業務規程によらないで調査業務を行つたとき。

4 次条において準用する第四条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。

5 第八十四条第一項の条件に違反したとき。

6 不正の手段により第三十七条第一項の認定を受けたとき。

（準用規定）  
第三十七条の九 第四条、第十条第一項及び第三項、第三十二条並びに第三十三条の規定は、認定調査機関に準用する。この場合において、第四条第二号中「第二十六条」とあるのは「第三十七条の八」と、第十条第三項中「通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事」とあるのは「遅滞な

く、その事實を証する書面を添えて、その旨を

都道府県知事と、第三十二条中「第一十七条第一項の事業」とあるのは「調査業務」と「通商産業大臣」とあるのは「その認定をした都道府県知事」と、第三十三条中「第二十七条第一項の事業」とあるのは「調査業務」と「第十三条の指定」であるのは「第三十七条第一項の認定」と読み替えるものとする。

第三十八条中「第十五条第一項」を「第三十六条第一項」に改める。

（第四章）  
第三十七条の次に第一章を加える。

（第四章）  
第三十八条の二 液化石油ガス設備工事

（基準適合義務）  
第三十八条の二 供給設備又は消費設備の設置又は変更の工事（以下「液化石油ガス設備工事」という。）は、供給設備についてのものにあつてはその消費設備が第三十六条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に、それぞれ適合するようにならなければならぬ。

（第三十八条の三 学校、病院、興行場その他の多数の者が出入する施設又は多数の者が居住する建築物であつて、通商産業省令で定めるものに係る液化石油ガス設備工事（通商産業省令で定めるものに限る。）をした者は、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該施設又は建築物の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

（液化石油ガス設備工事の届出）  
第三十八条の三 学校、病院、興行場その他の多数の者が出入する施設又は多数の者が居住する建築物であつて、通商産業省令で定めるものに係る液化石油ガス設備工事（通商産業省令で定めるものに限る。）をした者は、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該施設又は建築物の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

（液化石油ガス設備工事免状）  
第三十八条の四 液化石油ガス設備工事免状は、都道府県知事が交付する。

2 液化石油ガス設備工事免状は、次の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。

（液化石油ガス設備工事試験に合格した者）  
一 液化石油ガス設備工事試験に合格した者

二 協会又は通商産業省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者は設備士となるのに必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者

三 通商産業省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者

一 都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対しては、液化石油ガス設備士免状の交付を行わないことができる。

二 一次項の規定により液化石油ガス設備士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

三 この法律若しくは高圧ガス取締法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 都道府県知事は、液化石油ガス設備士がこの法律若しくは高圧ガス取締法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その液化石油ガス設備士免状の返納を命ずることができる。

（液化石油ガス設備士試験）

五 前各項に規定するもののほか、液化石油ガス設備士免状の交付、再交付、書換え及び返納に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第三十八条の五 液化石油ガス設備士試験は、液化石油ガス設備工事並びに供給設備及び消費設備に係る液化石油ガスによる灾害の発生の防止に関する必要な知識及び技能について行う。

二 液化石油ガス設備士試験は、都道府県知事が行う。

三 液化石油ガス設備士試験の試験科目、受験手続その他の液化石油ガス設備士試験の実施細目は、通商産業省令で定める。

（試験事務の委託）

(液化石油ガス設備工事の作業に関する制限)  
第三十八条の七 液化石油ガス設備工事でなければ、液化石油ガス設備工事の作業(特別の知識及び技能を必要とし、かつ、液化石油ガスによる災害の発生の防止上重要と認められる作業であつて、通商産業省令で定めるものに限る。以下同じ。)に従事してはならない。

(液化石油ガス設備工事の義務)  
第三十八条の八 液化石油ガス設備工士は、液化石油ガス設備工事の作業に従事するときは、当該液化石油ガス設備工事が供給設備についてのものである場合にはあつてはその供給設備が第十六条の二第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に、当該液化石油ガス設備工事が消費設備についてのものである場合にあつてはその消費設備が第三十六条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に、それぞれ、適合するようにならなければならぬ。

2 液化石油ガス設備工士は、液化石油ガス設備工事の作業に従事するときは、液化石油ガス設備士免状を携帯していなければならぬ。  
(液化石油ガス設備工事の講習)  
第三十八条の九 液化石油ガス設備工士は、通商産業省令で定めるところにより、協会の行う液化石油ガス設備工事並びに供給設備及び消費設備に係る液化石油ガスによる災害の発生の防止に関する講習を受けなければならない。  
(特定液化石油ガス設備工事事業の届出)  
第三十八条の十 液化石油ガス設備工事の作業を伴うものとして通商産業省令で定める液化石油ガス設備工事(以下「特定液化石油ガス設備工事」という。)の事業を行ふ者(以下「特定液化石油ガス設備工事事業者」という。)は、事業所ごとに、当該事業所における事業の開始の日から三十日以内に、次の事項を当該事業所の所在地を委託することができる。

を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて  
は、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 その他通商産業省令で定める事項

特定液化石油ガス設備工事事業者は、前項各号の事項に変更があつたときは特定液化石油ガス設備工事の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨をその届出をした都道府県知事に届け出なければならない。

(施工後の表示)

第三十八条の十一 特定液化石油ガス設備工事事業者は、特定液化石油ガス設備工事(通商産業省令で定めるものに限る。次条第一項においておいて同じ。)をしたときは、通商産業省令で定めるところにより、当該特定液化石油ガス設備工事に係る供給設備又は消費設備の見やすい場所に、氏名又は名称、施工年月日その他の通商産業省令で定める事項を記載した表示を付さなければならぬ。

(記録の保存等)

第三十九条の十二 特定液化石油ガス設備工事事業者は、特定液化石油ガス設備工事をしたときは、通商産業省令で定める事項に関する記録を作成し、通商産業省令で定めるところにより、当該記録と当該特定液化石油ガス設備工事に係る配管図面を保存しなければならない。

2 特定液化石油ガス設備工事事業者は、供給設備又は消費設備の所有者又は占有者から当該供給設備又は当該消費設備に係る前項に規定する記録又は配管図面を閲覧し、又は謄写したい旨の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(器具の備付け)

第三十八条の十三 特定液化石油ガス設備工事事業者は、その事業所ごとに、気密試験用器具その他の通商産業省令で定める器具を備えなければならない。

第三十九条中「液化石油ガス器具等」を「第一種液化石油ガス器具等」に改める。  
第五章第一節中第三十九条の前に次の款名を付する。

第一款 検定等

第三十九条中「液化石油ガス器具等」を「第一種液化石油ガス器具等」に、「行なう」を「行う」に、  
液化石油ガス器具等に、「付されて」を「付されれて」に改める。

第四十条中「液化石油ガス器具等」を「第一種液化石油ガス器具等」に改める。

第四十一条中「液化石油ガス器具等」を「第一種液化石油ガス器具等」に、「行ない」を「行い」に、  
液化石油ガス器具等に、「付されなければ」を「付きなければ」に改める。

第四十二条中「付する」を「付する」に、「液化石油ガス器具等」を「第一種液化石油ガス器具等」に  
付さなければ」を「付されなければ」に改める。

第四十三条第一項中「液化石油ガス器具等」を「第一種液化石油ガス器具等」に改める。

第五章第二節の節名を削り、第四十三条の前に次の款名を付する。

第二款 製造事業者の登録及び第一種液化石油ガス器具等の型式等の登録

第五十四条第三号中「第六十五条」の下に「若くは第八十条の七第三号を除く。」を加える。

第五十八条の見出し、同条第一項及び第三項並びに第五十九条第一号中「液化石油ガス器具等」を「第一種液化石油ガス器具等」に改める。

第六十条第一項中「液化石油ガス器具等」を「第一種液化石油ガス器具等」に改める。

第六十二条第一項中「液化石油ガス器具等」を「第一種液化石油ガス器具等」に改め、同条第二項並びに改め、同条第二項及び第三項中「液化石油ガス器具等」を「第一種液化石油ガス器具等」に改める。

第六十三条第一項中「液化石油ガス器具等」を「第一種液化石油ガス器具等」に改める。

「器具等」に、「行ない」を「行い」に改める。

第六十三条及び第六十四条中「液化石油ガス器具等」を「第一種器具等」に付するに改める。

第六十五条中「液化石油ガス器具等」を「第一種液化石油ガス器具等」に付するに改める。

第六十七条第二号中「第六十五条」の下に「若しくは第六十条の七(第三号を除く。)」を加える。

第五章第三節の節名を削り、第六十八条の前に次の款名を付する。

### 第三款 指定検定機関

第八十条第一号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第三号中「この節」を「この款」に改め、第五章中第八十条の次に次の二節を加える。

#### 第二節 第二種液化石油ガス器具等

##### (事業開始の届出等)

第八十条の二、第二種液化石油ガス器具等の製造の事業を行う者(以下「第二種液化石油ガス器具等製造事業者」という。)は、事業の開始の日から三十日以内に、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

##### (事業開始の届出等)

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該第二種液化石油ガス器具等の種類及び構造

三 当該第二種液化石油ガス器具等輸入事業者の氏名又は名称及び住所

二項第一号又は第三号から第五号まで」とあるのは、「第八十条の二第一項各号」と読み替えるものとする。

二項第一号又は第三号から第五号まで」とあるのは、「第八十条の三第一項各号」と読み替えるものとする。

第三節 災害防止命令

第八十条の七 通商産業大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者等の生命又は身体について液化石油ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、その販売し、又は製造した当該液化石油ガス器具等の回収を図ることその他当該液化石油ガス器具等による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

二項第一号又は第三号から第五号まで」とあるのは、「第八十条の三第一項各号」と読み替えるものとする。

ス設備工事事業者」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第八十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、認定調査機関に対し、その業務又は経理の状況に関する調査をさせることができることとする。

第八十三条第二項中「液化石油ガス販売事業者」の下に「又は特定液化石油ガス設備工事事業者」を加え、「液化石油ガスの保管場所」を「液化石油ガス若しくは液化石油ガス設備工事に使用する機械、器具若しくは材料の保管場所、特定液化石油ガス設備工事の施工場所」に、「行なう」を「行う」に改め、同項に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、認定調査機関に対し、その業務又は経理の状況に関する調査をさせなければならない。

第八十三条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、その認定を受けた認定調査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができることとする。

第八十三条の次に次の二項を加える。

(液化石油ガス器具等の提出)

第八十三条の二、通商産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員に液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行なう者の事務所、営業所、工場、液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所に立ち入り、検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められ



同表第七号から第十号までの改正規定並びに附則第六条の規定 公布の日

二 第四章の次に一章を加える改正規定中第三十八条の七から第三十九条の十三までに係る者についての同項の規定の適用については、

十三条第二項の改正規定 公布の日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にされた第三条第一項又は第八条第一項の許可の申請であつて、この法律の施行の際に許可又は不許可の処分がされないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際に現に液化石油ガス販売事業者が設置している改正後の第三条第二項

第四号の特定供給設備は、この法律の施行の日から九十日間(次項の規定による届出があつたときは、その届出があつた時までの間)は、第

三条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第三条第一項の許可を受けたものとみなされる特定供給設備を設置している液化石油ガス販売事業者が、前項に規定する

期間内に、通商産業省令で定めるところにより、改正後の同条第二項第四号に掲げる事項を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出たときは、当該特定供給設備は、第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

第四条 この法律の施行の日から附則第一条ただし書第二号に定める日までの間は、改正前の第三十七条第一項に規定する配管設備の設置又は変更の工事については、なお従前の例による。

第五条 附則第一条ただし書第二号に掲げる規定の施行の際現に改正後の第三十九条の十第一項の特定液化石油ガス設備工事の事業を行つてゐる者についての同項の規定の適用については、同項中「当該事業所における事業の開始の日」とあるのは、「液化石油ガスの保安の確保及び取

引の適正化に関する法律の一部を改正する法律

(昭和五十三年法律第二号)附則第一条ただし書第二号に定める日」とする。

第六条 この法律の施行前に、改正後の第五条第

二号若しくは第三号又は第三十六条第一項の基準を定める通商産業省令の制定をしようとするときは、第八十七条第三項の規定の例による。

2 この法律の施行前に、改正後の第二条第七項

若しくは第八項の政令の制定の立案をし、又は改正後の第五条第二号若しくは第三号、第十六条の二第一項若しくは第三十六条第一項の基準を定める通商産業省令の制定をしようとするときは、第八十九条の規定の例による。

第七条 改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後の同法中にこれに相当する規定があるときは、同法によつてしたものとみなす。

第八条 この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされたものとみなされる同条の工事に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(高圧ガス取締法の一部改正)

第九条 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のよう改定する。

百四号の一部を次のよう改定する。

百四号の一部を次のよう改め、同号の次に次の二号を加える。

三十の二」に改める。

第五十九条の九第一号、第二号及び第五号中「行なう」を「行う」に改め、同条第六号中「第二条第四項」を「第二条第七項」に、「行なう」を「行う」に改め、同号の次に一号を加える。

六の二 液化石油ガス法第三十七条第一項の認定調査機関

第五十九条の二十六中「職員」の下に「(第五十

九条の三十の二第一項に規定する判定に關する事務を行う者を含む。次条及び第八十三条の三

における同項の規定の適用については、

同項中「当該事業所における事業の開始の日」とあるのは、「液化石油ガスの保安の確保及び取

引の適正化に関する法律の一部を改正する法律

うに改め、同項第三号中「及び」を「並びに」に改め、「第十九条第三項」の下に「及び第三十八

条の九」を加え、同項第四号の次に次の二号を

加える。

四の二 液化石油ガス法第二条第六項の液化石油ガス設備士となるのに必要な知識及び技能に関する講習を行うこと。

四の三 都道府県知事の委託を受けて、液化石油ガス法第三十八条の六に規定する液化石油ガス設備士試験の実施に関する事務

(以下「試験事務」という。)を行うこと。

第五十九条の二十九第三項中「保安検査等」の下に「試験事務」を加える。

第四章の二第四節中第五十九条の三十の次に次の二条を加える。

(試験事務)

第五十九条の三十の二 協会は、試験事務を行

うときは、液化石油ガス設備士となるのに必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に

関する事務については、通商産業省令で定め

る条件に適合する知識経験を有する者に行わ

せなければならない。

2 協会に試験事務の全部又は一部を委託した

都道府県知事は、その委託した試験事務の適

正な実施を確保するため必要があると認めるときは、協会に対して、業務方法書に抵触しない範囲内において、当該試験事務の適正な実

施のために必要な措置をとるべきことを指示

することができる。

3 前条第四項の規定は、協会が試験事務を行

う場合に準用する。

第八十五条第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第四号中「第五十九条の三十第四項」の下に「(第五十九条の三十の二第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

(ガス事業法の一部改正)

号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の二中「同条第四項」を「同条第七号」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第十二条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「軽自動車検査協会の項の次に次の

ように加える。

高圧ガス保安協会

(高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号))

(登録免許税法の一部改正)

第十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「軽自動車検査協会の項の次に次の

ように加える。

高圧ガス保安協会

(高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号))

(審査報告書は都合により追録に掲載)

石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年四月二十七日

参議院議長 安井 謙殿

石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案

石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案

石油開発公団法(一部改正)

第一 条 石油開発公団法(一部改正)

石油開発公団法(一部改正)

第一 条 石油開発公団法(昭和四十二年法律第九

十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**石油公団法**

目次中「第十九条・第二十条」を「第十九条一  
第二十条」に改める。

第一条中「石油開発公団」を「石油公団」に、  
「ことにより、」を「ことにより」に改め、「促進  
し」の下に「並びに石油の備蓄及びこれに必要な  
資金の供給を行うことにより石油の備蓄の増  
強を推進し」を加える。

第二条及び第六条中「石油開発公団」を「石油  
公団」に改める。

第十九条第一項中第九号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、第七号の次に次の三号を加える。

十 石油の備蓄を行すこと。

九 石油の備蓄の増強に必要な資金（石油の購入に必要な資金に限る。）の貸付けを行うこと。

八 石油の備蓄を行うこと。

七 石油の備蓄の増強に必要な資金（石油の購入に必要な資金に限る。）の貸付けを行うこと。

二号に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十九条第二項中「前項第九号」を「前項第十号」に改め、同条の次に次の二条を加える。  
(出資等)  
第十九条の二 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、前条第一項第八号の業務と密接に関連する事業であつて政令で定めるものに必要な資金の出資又は貸付けを行うことができる。  
(業務の委託)

第十九条の三 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、第十九条第一項第九号の業務の一部を委託することができる。  
2 前項の規定による通商産業大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律

の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託金融機関」という。）の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十五条の見出し及び同条第一項中「石油開発債券」を「石油債券」に改める。

第三十三条第一項中「公団」の下に「若しくは受託金融機関」を加え、「事務所」の下に「その他事業所」を加え、同項に次のただし書きを加える。  
ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

第三十五条第一号中「第十九条第二項」の下に、第十九条の一、第十九条の三第一項」を加え、同条第二号中「第十九条第一項第七号」の下に「若しくは第十号」を加える。

第三十七条中「公団」の下に「又は受託金融機関」を加え、「三万円」を「十万円」に改める。

第三十八条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「附則第九条の二第一項、附則第九条の三第一項及び附則第九条の二第一項」を加え、同条第二号中「第十九条第一項第七号」の下に「若しくは第十号」を加える。

第三十七条中「公団」の下に「又は受託金融機関」を加え、「三万円」を「十万円」に改める。

第三十九条中「附則第九条の二第一項」を「及第十九条第一項及び附則第九条の二第一項」に改める。

第三十九条中「石油開発公団」を「石油公団」に、「一万円」を「五万円」に改める。

附則第九条の二及び附則第九条の三を削り、附則第九条の四を附則第九条の二とする。

（石炭及び石油対策特別会計法の一部改正）

第一条 石炭及び石油対策特別会計法（昭和四十年法律第十二号）の一部を次のように改正する。

「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「石油開発公団」を「石油公団」に改め、同項第三号中「石油開発公団法」を「石油公団法」に、「附則第九条の二」を「第十九条第一項第八号又は第九号」を「第十九条第一項」に改め、同項第三号中「石油開発公団法」を「石油公団法」に、「附則第

号」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「國るための調査」を「國るために行う事業」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため予算の範囲内において行う石油貯蔵施設の周辺の地域における公共用の施設の整備に係る経費に充てるための地方公共団体に対する補助で政令で定めるもの

第三条の二第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「石油開発公団法」を「石油公団法」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第四条の二の規定による一般会計からの繰入金

第三条の二第二項第二号中「第四号」を「第五号」に改める。

第四条の二の規定による一般会計からの繰入れ

第四条の二 政府は、石油対策に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、当該年度の石油税の収入額の予算額及び当該年度の前年度以前の各年度の石油税の収入額の決算額（当該年度の前年度についても、予算額。以下の条において同じ。）を合算した額から当該年度の前年度以前の各年度の一般会計から石油勘定への繰入金の決算額を合算した額を控除した額に相当する金額を、予算で定めるところにより、一般会計から石油勘定に繰り入れるものとする。ただし、当該年度における石油対策に要する費用に照らしてその金額の一部につき繰り入れる必要がないと認められるときは、当該年度においては、当該一部の金額につき繰り入れないことができる。

第五条 石油備蓄法（昭和五十年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中石油開発公団の項を次のように改める。

（所得税法の一部改正）

第六条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中石油開発公団の項を次のように改める。

（法人税法の一部改正）

第六条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中石油開発公団の項を次のように改める。

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行し、第二

条の規定による改正後の石炭及び石油対策特別会計法の規定は、昭和五十三年度の予算から適用する。

第二条 石油開発公団は、この法律の施行の時ににおいて、石油公団となるものとする。

第三条 この法律の施行の際現に石油公団といふ名称を用いている者については、第一条の規定による改正後の石油公団法第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 石油備蓄法（昭和五十年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第六条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中石油開発公団の項を次のように改める。

（所得税法の一部改正）

第六条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中石油開発公団の項を次のように改める。

（法人税法の一部改正）

第六条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中石油開発公団の項を次のように改める。

（法人税法の一部改正）

第六条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中石油開発公団の項を次のように改める。

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行し、第二

二  
石油公団  
石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号）





機器又はプログラムの生産額が当該事業を営む者の当該合理化関係機器又はプログラムの総生産額に対し相当の比率を占めている場合において、その事業共同化等を実施している者以外の者が大規模な当該事業の開始又は当該事業の大規模な拡大をすることがその事業共同化等の実施に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該事業の開始又は拡大をしようとする者に対し、その事業共同化等に参加し、又は事業の開始の時期、事業の拡大の時期若しくは事業の規模を変更すべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による勧告の内容は、当該事業に係る高度化計画に定める合理化の目標を達成するため必要な程度を超えないものであり、かつ一般消費者及び関連事業者の利益を不正に害するおそれがないものでなければならぬ。

3 主務大臣は、第一項の規定による勧告をしようとするときは、当該事業の開始又は拡大をしならなければならない。

## (税制上の措置)

第十四条 国は、第三条第一項第一号ロの政令で定める電子機器(電子計算機その他の電子機器と組み合せた電子機器(部品及び材料を除く))であつて、当該電子機器と組み合せたことにより著しく高い性能を有することとなつたものに限る。(又は同項第二号ロの政令で定める機械のうち、その普及を特に促進する必要があるものに関して、当該電子機器又は機械を使用する者に対し、税制上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。)(審議会への諮問等)

第十五条 主務大臣は、次に掲げる場合には、航空機・機械工業審議会に諮問しなければならない。

一 第三条第一項第一号イ、ロ若しくはハ又は

同項第二号イ、ロ若しくはハの政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 第三条第一項の規定により高度化計画を定め、又は第四条第一項の規定により高度化計画を変更しようとするとき。

三 第六条第一項から第三項までの規定による指示、第十条の規定による命令又は第十三条第一項の規定による勧告をしようとするとき。

四 第六条第一項から第三項までの規定による報告(報告の徴収)

五 第十六条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定機械情報産業を営む者又は合理化関係機器を定める場合に、機械を製造する事業を営む者又は機械を製造する事業を営む者に對し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

(主務大臣)  
第六十七条 この法律における主務大臣は、第三条第一項第一号イ、ロ又はハの政令で定める電子機器を製造する事業及びソフトウエア業に関する事項については通商産業大臣とし、同項第二号イ、ロ又はハの政令で定める機械を製造する事業に関する事項については当該機械の生産を所掌する大臣とする。

(罰則)  
第十八条 第十条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者  
二 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の刑を科する。

第二十一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則  
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して七年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に對する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

2 この法律は、この法律の施行の日から起算して七年を経過した日に、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に對する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

## (中小企業信用保険法の一部改正)

3 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のよう改正する。  
第二条第三項第一号中「特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法(昭和四十六年法律第十七号)」を「特定機械情報産業振興臨時措置法(昭和五十三年法律第号)」に、「同法第三条第一項第二号ロ」を「同法第三条第一項第二号ハ」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○補正候君登壇、拍手  
一件につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。  
石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案は、液化石油ガス消費者保安対策を充実するため、販売事業者の保安責任の強化等の措置を講じようとするものであります。  
石油開発公団法及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案は、石油開発公団を石油公団に改め、公団みずからが石油の備蓄を行うこととするなど、石油備蓄対策を強化するため必要な措置を講じようとするものであります。  
特定機械情報産業振興臨時措置法案は、機械情報産業の技術の確立、品質、性能の向上、事業活動方式の改善を促進するための措置等を講じようとするものであります。  
地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、鶴岡織維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件は、鶴岡織維製品検査所の札幌出張所を設置することについて国会の承認を求めるようとするものであります。

委員会における質疑については会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、順次採決の結果、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関する件

## 別紙

名	称	位置
鶴岡織維製品検査所札幌出張所	札幌市	

る法律の一部を改正する法律案は全会一致をもつて、他の二法案は多数をもつて、いずれも原案どおり可決すべきものと決定し、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、鶴岡織維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求める件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。なお、液化石油ガス法改正案及び石油開発公団法等の改正案に対しても、それぞれ附帯決議が行されました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。

まず、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、両案は可決されました。

○議長(安井謙君) 次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、鶴岡織維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件の採決を行います。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

ました。

十六条第六項の規定に基づき、鶴岡織維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。なお、液化石油ガス法改正案及び石油開発公団法等の改正案に対しても、それぞれ附帯決議が行されました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。

まず、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、両案は可決されました。

○議長(安井謙君) 次に、石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案並びに特定機械情報産業振興臨時措置法案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(安井謙君) 次に、石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案並びに特定機械情報産業振興臨時措置法案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、両案は可決されました。

○議長(安井謙君) 次に、石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案並びに特定機械情報産業振興臨時措置法案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

[賛成者起立]

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

農畜産物の輸入抑制等に関する請願

水田利用再編対策に関する請願

米の生産調整に関する請願

農畜産物の貿易自由化阻止等に関する請願

米国材等外材の適正輸入に関する請願

不良造林地の改善に関する請願(四件)

国有林労働者の振動病予防に関する請願(三件)

米の生産調整に関する請願

東北電力柳津発電所地点の護岸工事促進等に関する請願(二件)

吾妻一切経山火山活動に伴う災害の恒久的対策に関する請願

[審査報告書は都合により追録に掲載]

中古住宅取得についての税の軽減措置に関する請願(九十六件)

舞台芸術(演芸・演劇・音楽・舞踊)入場税撤廃に関する請願(八十七件)

医師優遇税制改廃に関する請願

国民金融公庫の定員増加に関する請願(二十九件)

国民金融公庫の融資制度等改善に関する請願

(二十九件)

[審査報告書は都合により追録に掲載]

木材の需給及び価格安定に関する請願(二件)

林道舗装事業の促進に関する請願(一件)

林業の早期振興に関する請願

鶏卵の生産調整強化及び養鶏の経営安定に関する請願(六件)

国有林の不成績造林地の改善に関する請願(二件)

国有林の崩壊箇所の復旧に関する請願(二件)

[審査報告書は都合により追録に掲載]

水田利用の再編対策に関する請願(一件)

木材の需給及び価格安定に関する請願(二件)

林道舗装事業の促進に関する請願(一件)

林業の早期振興に関する請願

鶏卵の生産調整強化及び養鶏の経営安定に関する請願(六件)

国有林の不成績造林地の改善に関する請願(二件)

国有林の崩壊箇所の復旧に関する請願(二件)

[審査報告書は都合により追録に掲載]

○議長(安井謙君) これらの請願は、各委員長の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択することに御異議ございませんか。

[審査報告書は都合により追録に掲載]

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

○議長(安井謙君) これらの請願は、各委員長の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択することに御異議ございませんか。

[審査報告書は都合により追録に掲載]

○議長(安井謙君) これらの請願は、各委員長の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択することに御異議ございませんか。

[審査報告書は都合により追録に掲載]

○議長(安井謙君) これらの請願は、各委員長の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択することに御異議ございませんか。

[審査報告書は都合により追録に掲載]

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

地方行政委員会

一、国の防衛に関する調査

一、地方公共団体に対する臨時雇用創出交付促進等に関する請願(三百三十七件)の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

六号)(予備審査)

一、地方公営交通事業特別措置法案(衆第一

一、地方行政の改革に関する調査

六号)(予備審査)

一、地方行政の改革に関する調査

六号)(予備審査)

一、集団代表訴訟に関する法律案(参第一号)

一、民事執行法案(閣法第七六号)

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

文教委員会

一、租税及び金融等に関する調査

社会労働委員会

一、社会保障制度等に関する調査

一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、危険な山の崩壊防止及び整備に関する緊急措置法案(参第三号)

一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(参第四号)

一、伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業を保護するための輸入制限等に関する特

別措置法案(参第五号)

一、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案(参第六号)

一、小売商業調整特別措置法の一部を改正す

昭和五十三年六月十六日 参議院会議録第一十六号 委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件 会期終了に当たり議長のあいさつ

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査	一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
運輸委員会	建設委員会
一、運輸事情等に関する調査	一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査
予算委員会	一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査
一、予算の執行状況に関する調査	一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会	一、昭和五十年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十年度国税納金整理資金受払計算書、昭和五十年度政府関係機関決算書
議院運営委員会	一、昭和五十年度国有財産増減及び現在額総計算書
一、国家財政の經理及び国有財産の管理に関する調査	一、昭和五十年度国有財産無償貸付状況統計
沖縄及び北方問題に関する特別委員会	一、沖縄及び北方問題に関する特別委員会
災害対策特別委員会	一、災害対策樹立に関する調査
公害対策及び環境保全特別委員会	一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査
交通安全対策特別委員会	一、交通安全対策樹立に関する調査
物価等対策特別委員会	一、交通安全部門樹立に関する調査
公職選舉法改正に関する特別委員会	一、当面の物価等対策樹立に関する調査
一、公職選舉法改正に関する調査	

### 科学技術振興対策特別委員会

- 一、科学技術振興対策樹立に関する調査

### ロッキード問題に関する調査特別委員会

- 一、ロッキード問題に関する調査

出席者は左のとおり。

議員	議長	副議長
太田淳夫君	安井完君	謙君
和泉照雄君	馬場秀男君	古賀雷四郎君
渡部通子君	河本嘉久蔵君	金井元彦君
桑名義治君	片山正英君	林世耕政隆君
井上計君	志村愛子君	中山太郎君
三木忠雄君	安孫子藤吉君	吉賀雷四郎君
柄谷道一君	寺下岩蔵君	坂元親男君
塙岡啓典君	小林志村	遠若道君
上林繁次郎君	國司君	大谷正助君
和田春生君	志村愛子君	西村正助君
遠藤政夫君	安孫子藤吉君	高橋義彦君
原田立君	寺下岩蔵君	中川太郎君
田代富士夫君	小林志村	西村正助君
栗林阜司君	國司君	高橋義彦君
榎垣徳太郎君	志村愛子君	中川太郎君
鈴木一弘君	寺下岩蔵君	西村正助君
渋谷邦彦君	小林志村	高橋義彦君
中村利次君	國司君	中川太郎君
田淵哲也君	志村愛子君	西村正助君
中村楨二君	寺下岩蔵君	高橋義彦君
白木義一郎君	小林志村	中川太郎君
多田省吾君	國司君	西村正助君
田淵利次君	志村愛子君	高橋義彦君
新谷寅三郎君	寺下岩蔵君	中川太郎君
大石武一君	小林志村	西村正助君
山田勇君	國司君	高橋義彦君
前島英三郎君	志村愛子君	中川太郎君
青島幸男君	寺下岩蔵君	西村正助君
熊谷友義君	小林志村	高橋義彦君
岩崎弘君	國司君	中川太郎君
後藤正一君	志村愛子君	西村正助君
純三君	寺下岩蔵君	高橋義彦君
岩崎拓君	小林志村	中川太郎君
午後四時一分散会	（拍手）	

系山英太郎君

上田稔君

寺下岩蔵君

坂元親男君

林道君

世耕政隆君

中山太郎君

吉賀雷四郎君

金井元彦君

林世耕政隆君

中山太郎君

吉賀雷四郎君

金井元彦君



商工委員	矢田部 理君	補欠	農林水産委員	久次米健太郎君
運輸委員	大塚 喬君	大塚 喬君	商工委員	川村 清一君
辞任	伊江 朝雄君	塩見 懿二君	辞任	高橋 武雄
通信委員	大塚 喬君	小谷 守君	通信委員	対馬 孝且君
辞任	正吾君	赤桐 操君	建設委員	高杉 達忠君
建設委員	赤桐 操君	大木 正吾君	建設委員	大木 正吾君
辞任	上田耕一郎君	黒柳 明君	通信委員	浜本 万三君
予算委員	市川 正一君	黒柳 明君	（同日任期満了による再任）	佐藤 肇
決算委員	市川 正一君	黒柳 明君	（同日任期満了による再任）	瀬尾 五一
辞任	黒柳 明君	黒柳 明君	（同日任期満了による再任）	佐藤 肇
議院運営委員	黒柳 明君	黒柳 明君	（同日任期満了による再任）	川村 清一君
決算委員	黒柳 明君	黒柳 明君	（同日任期満了による再任）	高橋 武雄
（同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。）	（同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。）	（同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。）	（同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。）	（同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。）
災害対策特別委員	（同日任期満了による再任）	（同日任期満了による再任）	（同日任期満了による再任）	（同日任期満了による再任）
（同日内閣から、左記の者を土地鑑定委員会委員に任命したいので、地価公示法第十五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	（同日内閣から、左記の者を土地鑑定委員会委員に任命したいので、地価公示法第十五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	（同日内閣から、左記の者を土地鑑定委員会委員に任命したいので、地価公示法第十五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	（同日内閣から、左記の者を土地鑑定委員会委員に任命したいので、地価公示法第十五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	（同日内閣から、左記の者を土地鑑定委員会委員に任命したいので、地価公示法第十五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
（七月四日任期満了の黒澤清の後任）	（七月四日任期満了の黒澤清の後任）	（七月四日任期満了の黒澤清の後任）	（七月四日任期満了の黒澤清の後任）	（七月四日任期満了の黒澤清の後任）
記	記	記	記	記
官	官	官	官	官
（同日任期満了の鈴岡健四郎の後任）	（同日任期満了の鈴岡健四郎の後任）	（同日任期満了の鈴岡健四郎の後任）	（同日任期満了の鈴岡健四郎の後任）	（同日任期満了の鈴岡健四郎の後任）
（同日任期満了による再任）	（同日任期満了による再任）	（同日任期満了による再任）	（同日任期満了による再任）	（同日任期満了による再任）
（同日任期満了の島田久吉の後任）	（同日任期満了の島田久吉の後任）	（同日任期満了の島田久吉の後任）	（同日任期満了の島田久吉の後任）	（同日任期満了の島田久吉の後任）
（同日任期満了による再任）	（同日任期満了による再任）	（同日任期満了による再任）	（同日任期満了による再任）	（同日任期満了による再任）
（同日内閣から、左記の者を漁港審議会委員に任命したいので、漁港法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	（同日内閣から、左記の者を漁港審議会委員に任命したいので、漁港法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	（同日内閣から、左記の者を漁港審議会委員に任命したいので、漁港法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	（同日内閣から、左記の者を漁港審議会委員に任命したいので、漁港法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。	（同日内閣から、左記の者を漁港審議会委員に任命したいので、漁港法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。
（同日任期満了による再任）	（同日任期満了による再任）	（同日任期満了による再任）	（同日任期満了による再任）	（同日任期満了による再任）
（七月一日任期満了による再任）及川 孝平				
（同日内閣から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。	（同日内閣から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。	（同日内閣から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。	（同日内閣から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。	（同日内閣から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。
内閣委員会	内閣委員会	内閣委員会	内閣委員会	内閣委員会
理事 井上 計君（井上計君の補欠）	（同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。	（同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。	（同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。	（同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。
千九百七十七年の国際砂糖協定の締結について	千九百七十七年の国際砂糖協定の締結について	千九百七十七年の国際砂糖協定の締結について	千九百七十七年の国際砂糖協定の締結について	千九百七十七年の国際砂糖協定の締結について

物価等対策特別委員会

辞任

鶴山 勝君

赤桐 操君

補欠 村田 秀三君

操君

辞任

小柳 勇君

赤桐 操君

補欠 村田 秀三君

操君

辞任

川村 清一君

赤桐 操君

補欠 村田 秀三君

操君

辞任

小柳 勇君

赤桐 操君

補欠 村田 秀三君

操君

辞任

川村 清一君

赤桐 操君

補欠 村田 秀三君

操君

辞任

小柳 勇君

赤桐 操君

補欠 村田 秀三君

操君

辞任

川村 清一君

赤桐 操君

補欠 村田 秀三君

操君

辞任

川村 清一君

赤桐 操君

補欠 村田 秀三君

操君

辞任

川村 清一君

赤桐 操君

補欠 村田 秀三君

操君

辞任

川村 清一君

赤桐 操君

補欠 村田 秀三君

操君

辞任

川村 清一君

赤桐 操君

補欠 村田 秀三君

操君

辞任

川村 清一君

赤桐 操君

補欠 村田 秀三君

操君

本日委員会において選任した委員長は次のとおりである。

災害対策特別委員会

小柳 勇君

赤桐 操君

補欠 村田 秀三君

操君

本日委員会において選任した理事は次のとおりである。

災害対策特別委員会

小柳 勇君

赤桐 操君

補欠 村田 秀三君

操君

本日委員会において選任した理事は次のとおりである。

災害対策特別委員会

小柳 勇君

赤桐 操君

補欠 村田 秀三君

操君

本日委員会において選任した理事は次のとおりである。

災害対策特別委員会

小柳 勇君

赤桐 操君

補欠 村田 秀三君

操君

本日委員会において選任した理事は次のとおりである。

災害対策特別委員会

小柳 勇君

赤桐 操君

補欠 村田 秀三君

操君

本日委員会において選任した理事は次のとおりである。

災害対策特別委員会

小柳 勇君

赤桐 操君

補欠 村田 秀三君

操君

本日委員会において選任した理事は次のとおりである。

災害対策特別委員会

小柳 勇君

赤桐 操君

補欠 村田 秀三君

操君

本日委員会において選任した理事は次のとおりである。

災害対策特別委員会

小柳 勇君

赤桐 操君

補欠 村田 秀三君

操君

づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

司法書士法の一部を改正する法律案

農産種苗法の一部を改正する法律案

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に

関する法律の一部を改正する法律案

石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計

法の一部を改正する法律案

緊急措置法(参第三号)

下請代金支払延滞等防止法の一部を改正する法律案

特定機械情報産業振興臨時措置法案

本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、鶴岡織維製品検査所の出張所の設置に関する特

別指置法(参第五号)

官公需についての中小企業者の受注の確

保に関する法律の一部を改正する法律案

別指置法(参第五号)

官公需についての中小企業者の受注の確

保に関する法律の一部を改正する法律案

承認を求める件(議決報告書)

本日本院長から次の報告書が提出された。

司法書士法の一部を改正する法律案可決報告書

農産種苗法の一部を改正する法律案可決報告書

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に

関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計

法の一部を改正する法律案可決報告書

特定機械情報産業振興臨時措置法案可決報告書

地方法第百五十六条第六項の規定に基づき、鶴岡織維製品検査所の出張所の設置に関する特

別指置法(参第五号)

官公需についての中小企業者の受注の確

保に関する法律の一部を改正する法律案

(参第六号)

官公需についての中小企業者の受注の確

保に関する法律の一部を改正する法律案

(参第六号)

官公需についての中小企業者の受注の確

保に関する法律の一部を改正する法律案

(参第六号)

一、地方公営交通事業特別措置法案(第一号)(予備審査)

一、集団代表訴訟に関する法律案(参第一号)

一、民事執行法案(民法第七六号)

商工委員会

一、危険な山の崩壊防止及び整備に関する法律案

一、緊急措置法(参第三号)

一、下請代金支払延滞等防止法の一部を改正する法律案

特種機械情報産業振興臨時措置法案

本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知された。

特定機械情報産業振興臨時措置法案可決報告書

石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計

法の一部を改正する法律案可決報告書

緊急措置法(参第三号)

下請代金支払延滞等防止法の一部を改正する法律案

特種機械情報産業振興臨時措置法案

官公需についての中小企業者の受注の確

保に関する法律の一部を改正する法律案

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、社会保険制度等に関する調査

労働委員会

一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

建設委員会

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

電波委員会

一、電波に関する調査

電力委員会

一、電力の執行状況に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

沖縄問題に関する特別委員会

一、沖縄問題に関する特別委員会

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

公害対策及び環境保全特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

交通安全対策特別委員会

一、交通安全対策樹立に関する調査

物価等対策特別委員会

一、当面の物価等対策樹立に関する調査

## 公職選挙法改正に関する特別委員会

## 一、公職選挙法改正に関する調査

## 科学技術振興対策特別委員会

## 一、科学技術振興対策樹立に関する調査

## ロッキード問題に関する調査特別委員会

## 一、ロッキード問題に関する調査

本日議員から次の質問主意書が提出された。

国内鉱山の維持助成に関する質問主意書（藤原房雄君提出）

水資源の開発と利用に関する質問主意書（藤原房雄君提出）

横浜市内米軍航空機事故に関する質問主意書（中山都子君提出）

米人操縦のセスナ機墜落事故に関する質問主意書（中山都子君提出）

日本次の質問主意書を内閣に転送した。

日中間の経済交流に関する質問主意書（藤原房雄君提出）

政府の核政策に関する質問主意書（秦豊君提出）

国内鉱山の維持助成に関する質問主意書（藤原房雄君提出）

水資源の開発と利用に関する質問主意書（藤原房雄君提出）

横浜市内米軍航空機事故に関する質問主意書（中山都子君提出）

米人操縦のセスナ機墜落事故に関する質問主意書（中山都子君提出）

日本次の質問主意書を内閣に転送した。

日中間の経済交流に関する質問主意書（藤原房雄君提出）

記

小野 明君

本日本院は、検察官適格審査会委員本院議員吉田忠三郎君の同審査会委員辞任による補欠及び同予定。

本日本院は、次件を議決した旨内閣に通知し

た。

昭和四十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十九年度政府関係機関決算書、昭和四十九年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和五十二年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書（その1）

日本本院は、閉会中次のとおり委員会が審査及び内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

内閣委員会

一、地方公共団体に対する臨時雇用創出交付金の交付に関する法律案（衆第四号）（予備審査）

二、地方公営交通事業特別措置法案（衆第一六号）（予備審査）

三、地方行政の改革に関する調査

地方行政委員会

一、地方公共団体に対する法律案（衆第一号）

二、民事執行法案（閣法第七六号）

三、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

法務委員会

一、集団代表訴訟に関する法律案（参第一号）

二、民事執行法案（閣法第七六号）

三、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、社会保険制度等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、危険ぼた山の崩壊防止及び整備に関する緊急措置法案（参第三号）

二、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（参第四号）

三、伝統的工芸品産業その他の中小企業性

業を保護するための輸入制限等に関する特別措置法案(参第五号)	四、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案(参第六号)	五、小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(参第七号)	六、産業貿易及び経済計画等に関する調査
運輸委員会	一、運輸事情等に関する調査	一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査	一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
建設委員会	一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査	一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査	一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査
予算委員会	一、予算の執行状況に関する調査	一、予算の執行状況に関する調査	一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会	一、昭和五十年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十年度政府関係機関決算書	一、昭和五十年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十年度政府関係機関決算書	一、昭和五十年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十年度政府関係機関決算書
内閣委員会	一、中小企業省設置法案(鈴切康雄君外二名提出、衆法第一三号)	二、行政機構並びにその運営に関する件	一、中小企業省設置法案(鈴切康雄君外二名提出、衆法第一三号)
	三、恩給及び法制一般に関する件	四、國の防衛に関する件	二、行政機構並びにその運営に関する件
	五、公務員の制度及び給与に関する件	六、榮典に関する件	三、恩給及び法制一般に関する件
地方行政委員会	一、人口急増地域対策等特別措置法案(小川新一郎君外一名提出、第八十回国会衆法第二三二号)	七、民法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出、第八十回国会衆法第四一号)	四、國の防衛に関する件
	二、公營企業金融公庫法の一部を改正する法律案(小川新一郎君外三名提出、第八十回国会衆法第二三二号)	八、裁判所の司法行政に関する件	五、公務員の制度及び給与に関する件
	三、国会衆法第三二号)	九、法務行政及び検察行政に関する件	六、榮典に関する件
議院運営委員会	一、議院及び国立国会図書館の運営に関する調査	一〇、国内治安及び人権擁護に関する件	七、民法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出、第八十回国会衆法第四一号)
沖縄及び北方問題に関する特別委員会	一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査	一一、金融に関する件	八、裁判所の司法行政に関する件
災害対策特別委員会	一、災害対策樹立に関する調査	一二、証券取引に関する件	九、税制に関する件
公害対策及び環境保全特別委員会	一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査	一三、外国為替に関する件	一〇、閏税に関する件

八、警察に関する件	九、消防に関する件	十、交通安全対策特別委員会
法務委員会	一、当面の物価等対策樹立に関する調査	一、刑法の一部を改正する法律案(内閣提出、第八十回国会閣法第七六号)
	二、公職選挙法改正に関する特別委員会	二、刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案(内閣提出第五三号)
	三、犯罪被害補償法(冲本泰幸君外二名提出、第八十回国会衆法第一二号)	三、犯罪被害補償法(冲本泰幸君外二名提出、第八十回国会衆法第一二号)
	四、刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(冲本泰幸君外二名提出、第八十回国会衆法第一三号)	四、刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(冲本泰幸君外二名提出、第八十回国会衆法第一三号)
内閣委員会	五、政治亡命者保護法案(横山利秋君外六名提出、第八十回国会衆法第四〇号)	五、政治亡命者保護法案(横山利秋君外六名提出、第八十回国会衆法第四〇号)
	六、刑法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出、第八十回国会衆法第四一号)	六、刑法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出、第八十回国会衆法第四一号)
	七、裁判所の司法行政に関する件	七、民法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出、第八十回国会衆法第四一号)
	八、裁判所の司法行政に関する件	八、裁判所の司法行政に関する件
外務委員会	九、法務行政及び検察行政に関する件	九、法務行政及び検察行政に関する件
	一〇、国内治安及び人権擁護に関する件	一〇、国内治安及び人権擁護に関する件

八、警察に関する件	九、消防に関する件	十、交通安全対策特別委員会
法務委員会	一、当面の物価等対策樹立に関する調査	一、刑法の一部を改正する法律案(内閣提出、第八十回国会閣法第七六号)
	二、公職選挙法改正に関する特別委員会	二、刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案(内閣提出第五三号)
	三、犯罪被害補償法(冲本泰幸君外二名提出、第八十回国会衆法第一二号)	三、犯罪被害補償法(冲本泰幸君外二名提出、第八十回国会衆法第一二号)
	四、刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(冲本泰幸君外二名提出、第八十回国会衆法第一三号)	四、刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(冲本泰幸君外二名提出、第八十回国会衆法第一三号)
内閣委員会	五、政治亡命者保護法案(横山利秋君外六名提出、第八十回国会衆法第四〇号)	五、政治亡命者保護法案(横山利秋君外六名提出、第八十回国会衆法第四〇号)
	六、刑法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出、第八十回国会衆法第四一号)	六、刑法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出、第八十回国会衆法第四一号)
	七、民法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出、第八十回国会衆法第四一号)	七、民法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出、第八十回国会衆法第四一号)
	八、裁判所の司法行政に関する件	八、裁判所の司法行政に関する件
外務委員会	九、法務行政及び検察行政に関する件	九、法務行政及び検察行政に関する件
	一〇、国内治安及び人権擁護に関する件	一〇、国内治安及び人権擁護に関する件

八、警察に関する件	九、消防に関する件	十、交通安全対策特別委員会
法務委員会	一、当面の物価等対策樹立に関する調査	一、刑法の一部を改正する法律案(内閣提出、第八十回国会閣法第七六号)
	二、公職選挙法改正に関する特別委員会	二、刑事事件の公判の開廷についての暫定的特例を定める法律案(内閣提出第五三号)
	三、犯罪被害補償法(冲本泰幸君外二名提出、第八十回国会衆法第一二号)	三、犯罪被害補償法(冲本泰幸君外二名提出、第八十回国会衆法第一二号)
	四、刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(冲本泰幸君外二名提出、第八十回国会衆法第一三号)	四、刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(冲本泰幸君外二名提出、第八十回国会衆法第一三号)
内閣委員会	五、政治亡命者保護法案(横山利秋君外六名提出、第八十回国会衆法第四〇号)	五、政治亡命者保護法案(横山利秋君外六名提出、第八十回国会衆法第四〇号)
	六、刑法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出、第八十回国会衆法第四一号)	六、刑法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出、第八十回国会衆法第四一号)
	七、民法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出、第八十回国会衆法第四一号)	七、民法の一部を改正する法律案(横山利秋君外五名提出、第八十回国会衆法第四一号)
	八、裁判所の司法行政に関する件	八、裁判所の司法行政に関する件
外務委員会	九、法務行政及び検察行政に関する件	九、法務行政及び検察行政に関する件
	一〇、国内治安及び人権擁護に関する件	一〇、国内治安及び人権擁護に関する件

(第二五号)

六、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(橋本龍太郎君外二名提出、衆法第三二号)

七、医療法の一部を改正する法律案(羽生田隆君外三名提出、衆法第三三号)

八、厚生関係の基本施策に関する件

九、労働関係の基礎施策に関する件

一〇、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件

一一、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

一二、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

一三、資源エネルギーに関する件

一四、特許及び工業技術に関する件

一五、経済の計画及び総合調整に関する件

一六、私的独占の禁止及び公正取引に関する件

一七、鉱業と一般公益との調整等に関する件

一八、通商産業の基本施策に関する件

一九、中小企業に関する件

二〇、資源エネルギーに関する件

二一、農林水産委員会

二二、農林水産業の振興に関する件

二三、農林水産物に関する件

二四、農林水産業団体に関する件

二五、農林水産金融に関する件

二六、農林漁業災害補償制度に関する件

二七、商工委員会

二八、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号)

二九、エネルギーの使用の合理化に関する法律案(内閣提出第七八号)

三〇、小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(橋口隆君外四名提出、第八十二号)

三一、回国会衆法第七号)

三二、下請代金支払延滞等防止法の一部を改正する法律案(松本忠助君外三名提出、衆法第一一〇号)

三三、小規模事業者生産安定資金融通特別措置法案(松本忠助君外三名提出、衆法第一一一号)

七、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案(松本忠助君外三名提出、衆法第一二二号)

八、通商産業の基本施策に関する件

九、中小企業に関する件

一〇、資源エネルギーに関する件

一一、特許及び工業技術に関する件

一二、経済の計画及び総合調整に関する件

一三、私的独占の禁止及び公正取引に関する件

一四、鉱業と一般公益との調整等に関する件

一五、資源エネルギーに関する件

一六、通商産業の基本施策に関する件

一七、地方陸上交通事業維持整備法案(久保三郎君外三十七名提出、第八十回国会衆法第三二号)

一八、中小民営交通事業者の経営基盤の強化に関する臨時措置法案(久保三郎君外三十七名提出、第八十回国会衆法第一六号)

一九、交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案(久保三郎君外三十七名提出、第八十回国会衆法第三五号)

二〇、都市計画に関する件

二一、河川に関する件

二二、道路に関する件

二三、住宅に関する件

二四、建築に関する件

二五、国土行政の基本施策に関する件

二六、河川に関する件

二七、道路に関する件

二八、日本国有鉄道の経営に関する件

二九、港湾に関する件

二一〇、海上保安に関する件

二一一、電光に関する件

二一二、気象に関する件

二一三、通信行政に関する件

二一四、郵政事業に関する件

二一五、電気通信に関する件

二一六、建設委員会

二一七、公営住宅法の一部を改正する法律案(岡本富夫君外二名提出、第八十回国会衆法第八二号)

本富夫君外二名提出、第八十回国会衆法第八二号)

二、住宅保障法案(下平正一君外六名提出、第八十回国会衆法第四八号)

三、日本住宅公園法の一部を改正する法律案(岡本富夫君外二名提出、第八十回国会衆法第三〇号)

四、駅前自転車置場等の整備に関する法律案(福岡義登君外七名提出、衆法第三〇号)

五、建設行政の基本施策に関する件

六、都市計画に関する件

七、河川に関する件

八、道路に関する件

九、住宅に関する件

一〇、建築に関する件

一一、国土行政の基本施策に関する件

一二、河川に関する件

一三、道路に関する件

一四、住宅に関する件

一五、建築に関する件

一六、国土行政の基本施策に関する件

一七、河川に関する件

一八、道路に関する件

一九、住宅に関する件

二〇、建築に関する件

二一、河川に関する件

二二、道路に関する件

二三、住宅に関する件

二四、建築に関する件

二五、河川に関する件

二六、道路に関する件

二七、住宅に関する件

二八、建築に関する件

二九、河川に関する件

二一〇、道路に関する件

二一一、住宅に関する件

三、その他議院運営委員会の所管に属する事項

四、災害対策特別委員会

五、公職選挙法改正に関する調査特別委員会

六、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四二号)

七、科学技術振興対策に関する件

八、科学技術振興対策に関する件

九、公職選挙法改正に関する件

一〇、公職選挙法改正に関する件

一一、公職選挙法改正に関する件

一二、公職選挙法改正に関する件

一三、公害対策並びに環境保全特別委員会

一四、環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案(古寺宏君外二名提出、第八十回国会衆法第三九号)

一五、昭和五十一年度政府関係機関決算書

一六、昭和五十一年度特別会計歳入歳出決算書

一七、昭和五十一年度国税収納金整理資金受払計算書

一八、昭和五十一年度政府関係機関決算書

一九、昭和五十一年度國有財産増減及び現在額総計算書

二〇、昭和五十一年度国税収納金整理資金受払計算書

二一、昭和五十一年度国税収納金整理資金受払計算書

二二、昭和五十一年度国税収納金整理資金受払計算書

二三、昭和五十一年度國有財産無償貸付状況総計算書

二四、昭和五十一年度国税収納金整理資金受払計算書

二五、昭和五十一年度國有財産増減及び現況に関する件

二六、政府関係機関の経理に関する件

二七、国が資本金を出資している法人の会計に関する件

二八、国または公社が直接または間接に補助金、奨励金、助成金等を交付した場合は貸付の会計に関する件

二九、健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八一號)

二一〇、道路交通車両法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八一號)

二一一、健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八一號)

二一二、健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八一號)

二一三、健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八一號)